

第 3 編 災害応急対策計画

第 1 章 応急活動組織

第 1 節 活動組織の設置

【各部、各施設】

市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の応急対策を行うため次の組織を設置する。

また、複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる現象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。

1 市における防災組織体制

- (1) 災害警戒本部
- (2) 災害対策本部
- (3) 災害支援本部
- (4) 現地災害対策本部

2 警戒本部

(1) 設置

ア 市長は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき、市内で震度 4 の地震が発生したとき又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは、地震情報等の迅速な収集伝達と必要な措置を講ずるため、警戒本部を設置する。

イ 警戒本部は、総務部市民安全課に置く。

(2) 組織

ア 警戒本部は、総務部長を警戒本部長とした次に掲げる職員をもって構成する。

警戒本部員	本部事務局本部班 ^{※1}	市民安全課	全職員
	本部事務局動員班 ^{※1}	人事課	左記の課の主査職以上 2 名（うち管理職 1 名以上含む）
	情報管理部報道班 ^{※1}	広報広聴課	
	避難部 ^{※1}	教育総務課 いきがい推進課	
	技術部公共土木班 ^{※1}	道路課	

		河川排水課	全職員
	消防公安部 ^{※1}	消防救急課	非常招集による
		通信指令課	通常の勤務体制

※1 は、災害対策本部の組織である。

イ 各部において、災害警戒対策上必要な場合は、アに規定する者のほか、災害警戒本部と協議の上、その判断に基づき、関係職員を配置することができる。

(3) 所掌業務

警戒本部員は、次の業務を行う。

ア 情報の収集及び伝達に関すること。

イ 災害発生に対する準備処置に関すること。

ウ 災害対策本部の設置に関すること。

(4) 廃止

市長は、次のいずれかに該当するときは、警戒本部を廃止する。

ア 災害対策本部が設置されたとき。

イ 災害警戒対策が必要でなくなったとき。

3 災害対策本部

(1) 設置

ア 市長は、市内で震度5弱以上の地震が発生したとき、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、災害予防及び災害応急対策を実施するため対策本部を設置する。

イ 対策本部は、市庁舎6階災害対策室に置く。

(2) 組織及び所掌事務

対策本部の組織及び事務分掌は、「災害対策本部組織図」及び「災害対策本部組織体制・事務分掌」のとおりとする。

(3) 部長会議

ア 本部長は、災害予防及び災害応急対策の方針を決定するため、副本部長及び部長を招集し、部長会議を開催する。

イ 部長会議の議長は、本部長をもって充てる。

(4) 廃止

本部長は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めると

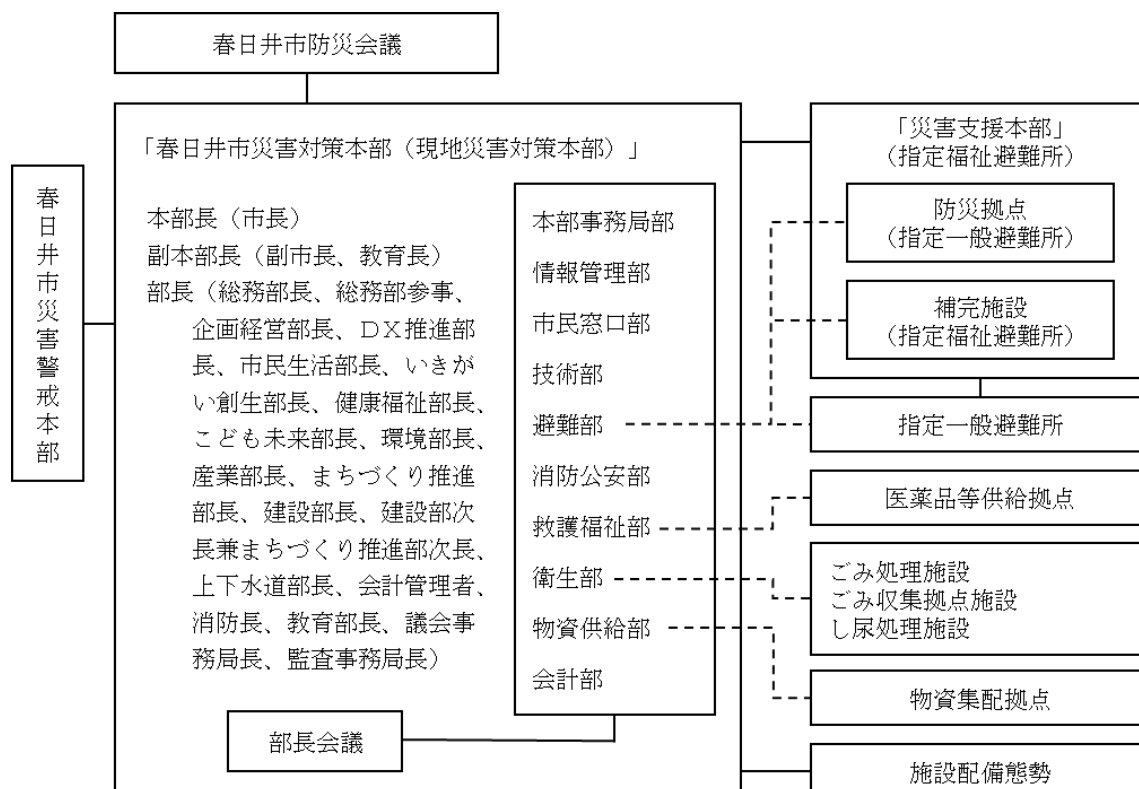
きその他対策本部を設置しておく必要がないと認めるときは、対策本部を廃止する。

(5) 設置及び廃止の通知

本部長は、対策本部を設置し、又は廃止したときは、関係機関にその旨を通知する。

資料 「計画資料」 災害対策本部組織体制・事務分掌（資料５）

災 害 対 策 本 部 組 織 図



設 置 及 び 廃 止 通 知 先

愛 知 県	尾張県民事務所防災安全課	電話 052-961-7211 FAX 052-951-9106 防災行政無線 602-1101 FAX 602-1150
	防災安全局 災害対策課	電話 052-951-3800 FAX 052-954-6912 防災行政無線 600-2512 FAX 600-1510
春日井警察署	警備課	電話 56-0110

※県への通知は県防災情報システムにより行い、システムの不調時は電話又はFAXで通知する。

4 支援本部

(1) 設置

市長は、市内で震度5強以上の地震が発生したときは、地域独自の災害支援対策を実施するため、防災拠点に支援本部を設置する。

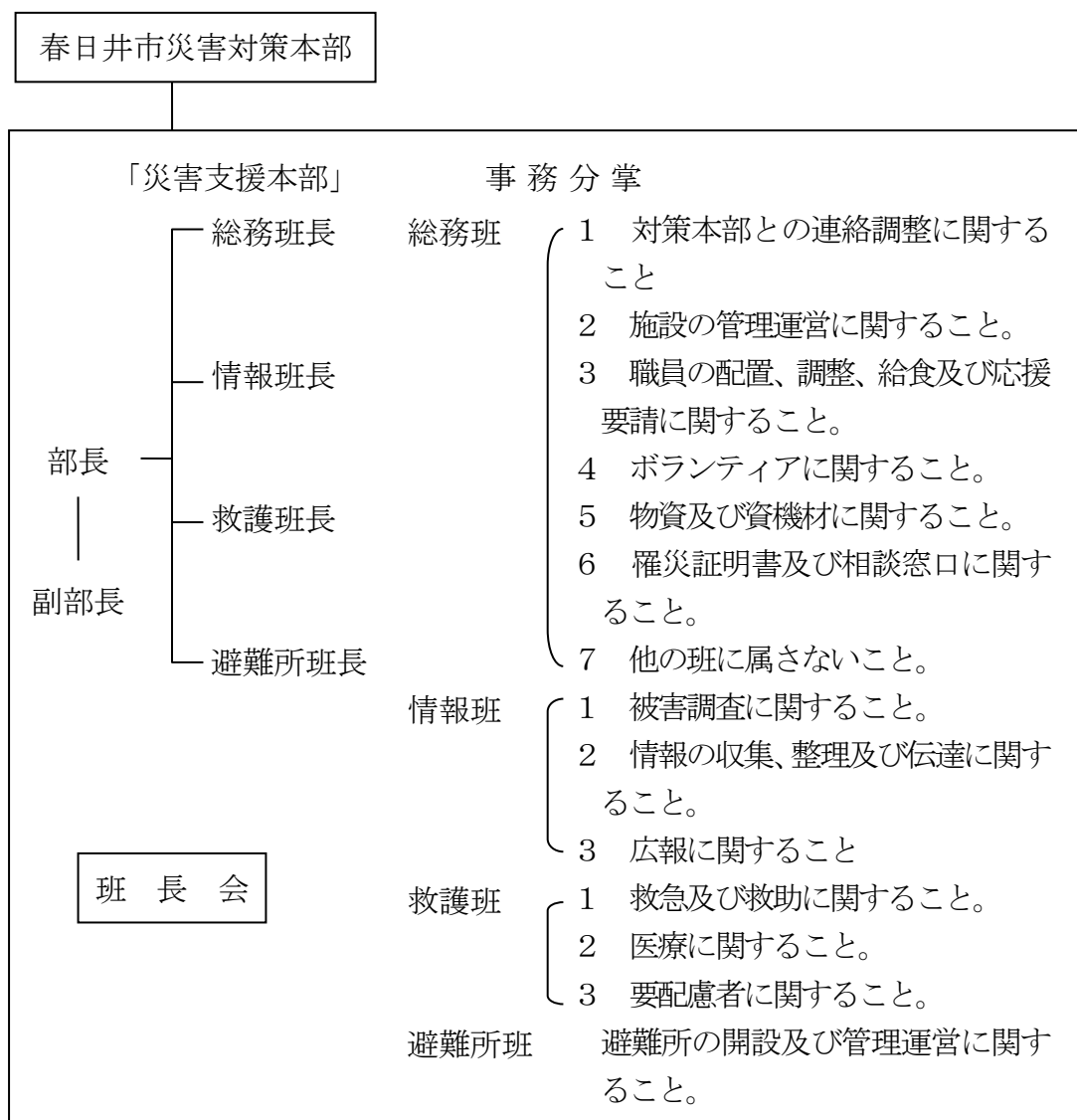
(2) 組織及び所掌事務

支援本部の組織及び事務分掌は、「災害支援本部組織図」のとおりとする。

(3) 廃止

本部長は、地域における災害支援対策をする必要がないと認めるときは、支援本部を廃止する。

災 害 支 援 本 部 組 織 図



5 現地災害対策本部

(1) 設置

市長は、被害状況に応じ、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(2) 組織等

ア 現地本部の組織は、業務内容に応じて必要人員を確保し、弾力的に構成する。

イ 現地本部の事務は、本部長が指示する。

(3) 廃止

本部長は、現地本部を設置しておく必要がないと認めるときは、現地本部を廃止する。

6 配備態勢等

(1) 配備態勢

ア 警戒本部、対策本部及び支援本部は、応急活動の強力な推進を図るため、次の表の配備態勢をとる。

イ 職員の配備命令は、あらかじめ定めた緊急連絡網によって行う。ただし、次の表の配備基準に定める震度の地震を確認したときは、該当する配備要員は、配備命令が発令されたものとみなし、直ちに自主参集する。

ウ 「災害対策本部組織体制・事務分掌」に基づき、業務ごとにあらかじめ責任者及び従事職員を指定する。責任者が不在のときは、次順位の責任者が指揮命令を行う。

本 部 配 備 態 勢

種別	配備基準	設置組織	配備要員	主な活動内容
準備態勢	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。	警戒本部	警戒本部員（道路課職員を除く）	1 被害情報の収集及び伝達 2 災害発生に対する準備処置
警戒態勢	1 市内で震度4の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。	警戒本部	警戒本部員	1 被害情報の収集及び伝達 2 災害発生に対する準備処置 3 対策本部の設置準備
第1	1 市内で震度	対策本部	対策本部員の	1 被害状況の調査

種別	配備基準	設置組織	配備要員	主な活動内容
次非常配備態勢	5 弱の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。		概ね半数 1 部長、次長、参事及び総括担当者全員 2 担当者（補佐職・主査職）の半数 3 市民安全課、情報システム課、デジタル推進課及び河川排水課は全員 4 技術部の土木・建築技師は全員	2 被害情報の収集及び伝達 3 災害に対する緊急対策
第2次非常配備態勢	市内で震度5強以上の地震が発生したとき。	対策本部	対策本部員全員 1 部長、次長、参事及び総括担当者全員 2 担当者（補佐職・主査職）の全員 3 本部班、情報管理部収集整理班、技術部公共土木班のうち河川排水課、技術部給水班及び物資供給部は全員（技術部は、建築技師及び土木技師を含む。）	事務分掌における緊急対策、応急対策、復旧対策
		支援本部	支援本部員全員	1 支援本部の設置 2 避難所の開設

（注） 1 消防職員は、別に定める非常招集基準による。

- 2 勤務時間内における支援本部は、施設職員が配備態勢をとり、状況に応じて支援本部員による態勢へ移行する。

施 設 配 備 態 勢

種別	施設名	配備要員	主な活動内容
警戒態勢	配水管理事務所	施設長 ほか4名	施設の被害状況の確認及び伝達
	東部市民センター 味美ふれあいセンター 西部ふれあいセンター 南部ふれあいセンター 高蔵寺ふれあいセンター 鷹来公民館 坂下公民館 各浄化センター 市民病院	施設長 ほか1名	
	その他の施設(指定管理) ※社会福祉協議会のみ	指定管理者は 市の参集基準に準じる	
第1次非常配備態勢	配水管理事務所	施設長 ほか4名	施設の被害状況の確認及び伝達
	その他の施設	施設長 ほか1名	
	その他の施設(指定管理)	指定管理者は 市の参集基準に準じる	
第2次非常配備態勢	清掃事業所 衛生プラント 配水管理事務所 各浄化センター クリーンセンター 市民病院 防災拠点となる施設(補完施設を含む。)	施設職員全員	1 施設の緊急点検及び被害状況の伝達 2 施設の応急復旧
	各公立保育園	主任(統括主任を含む)職以上の職員	
	その他の施設	施設長 ほか1名	

種別	施設名	配備要員	主な活動内容
	その他の施設(指定管理)	指定管理者は市の参集基準に準じる	

(2) 配備の報告

配備状況の報告は、それぞれ次のとおり行う。

ア 警戒態勢

施設長は、警戒本部に報告する。

イ 第1次非常配備態勢

対策本部の総括担当者及び施設長は、本部事務局部動員班に報告する。

ウ 第2次非常配備態勢

(ア) 対策本部の総括担当者は、本部事務局部動員班に報告する。

(イ) 支援本部の部長は、支援本部及び圏域内施設の状況を本部事務局部動員班に報告する。

(ウ) 施設長は、所属する圏域の支援本部に報告する。

(3) 参集場所

ア 対策本部員に指名された職員は、本庁舎に参集する。

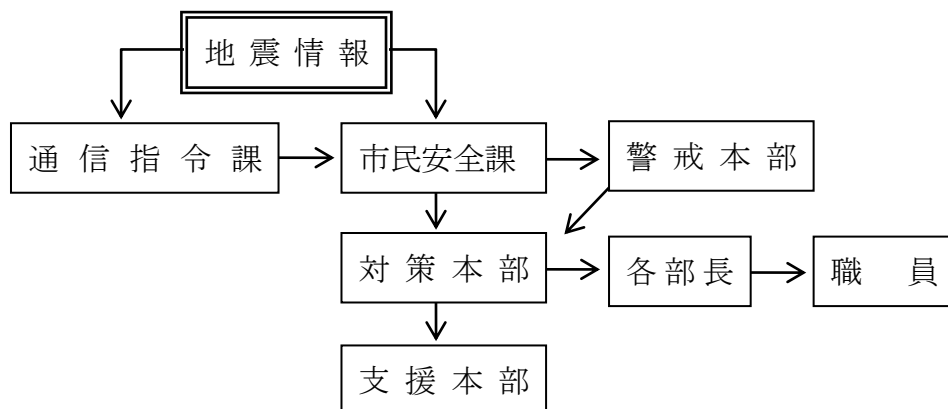
イ 支援本部員に指名された職員は、指定された防災拠点に参集する。

ウ 施設長及び施設長が指名した職員は、所属する施設に参集する。

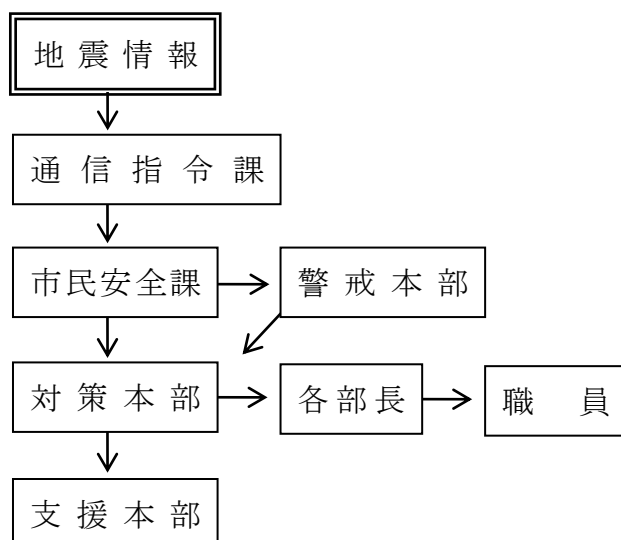
エ 前各号以外の職員は、本庁舎に参集する。

(4) 連絡体制

ア 勤務時間内における配備命令の連絡体制



イ 勤務時間外における配備命令の連絡体制



(5) 職員の心構え

ア 職員は、あらかじめ定められた配備態勢及び自己の任務を十分習熟しておくこと。

イ 職員は、災害が発生するおそれがあるときは、ラジオ、テレビ等により情報を得るとともに、緊急連絡網により災害の状況及び配備命令を知るように努めること。

ウ 職員は、配備基準に定める震度の地震を確認したとき、災害が発生したとき又は南海トラフ地震臨時情報（（定例）を除く。）が発表されたときは、配備命令がない場合であっても、自らの判断で定められた場所へ自主参集すること。

第2節 広域応援等の要請及び受入れ

【本部事務局部】

春日井市災害時受援計画を踏まえ、春日井市で震度6強以上の揺れを観測した場合及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合には、速やかに他の地方自治体及び関係機関の応援を要請する。

なお、要件を満たさない自然災害が発生した場合においても、国や県の応援の状況を踏まえつつ、応援の受入れ体制を構築する必要があることに留意する。

本部事務局部は、広域応援要請の窓口となり、関係する各部と連絡調整の上、応援を受け入れる。

1 職員の派遣要請

(1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第 29 条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第 30 条）

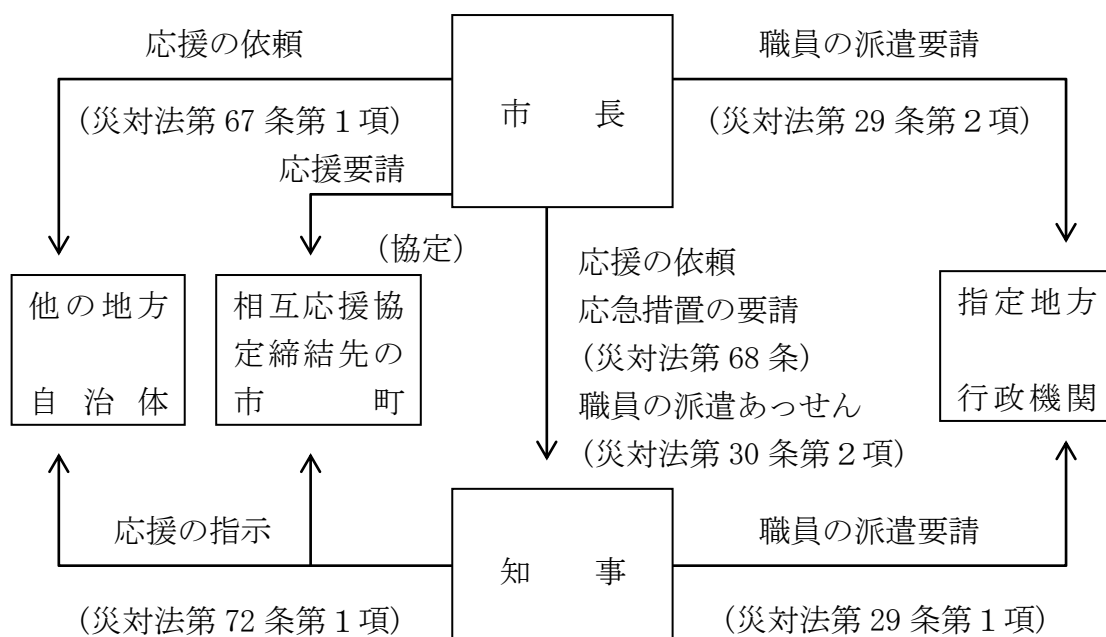
市長は、知事に対し災害対策基本法第 29 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(4) 被災市町村への職員派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

災対法及び災害時における相互応援協定に基づく応援要請系統図



（注）職員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 第 1 項の規定により派遣される。

2 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第 68 条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するとともに、一定の基準以上の災害が発生したときは救助法の適用を要請する。

3 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

市では、災害時における相互応援に関する協定を旧尾張北部広域行政圏構成市町、東尾張地区各市町及び施行時特例市各市と結んでおり、災害の規模等必要に応じて応援要請を行う。

(1) 旧尾張北部広域行政圏を構成する市町及び連絡担当部局

市町名	担当部課名	住 所	連絡先	電 話
				FAX
				防災行政無線電話
犬山市	市民部 防災交通課	犬山市大字犬山字東畑36番地		0568-44-0346
				0568-44-0367
				715-2-1382
江南市	危機管理室 防災安全課	江南市赤童子町大堀90番地		0587-54-1111
				0587-54-0800
				717-2-151
小牧市	市民生活部 防災危機管理課	小牧市堀の内 3 丁目 1 番地		0568-76-1171
				0568-41-3799
				719-1500
岩倉市	生活安全部 協働安全課	岩倉市栄町 1 丁目66番地		0587-38-5831
				0587-66-6100
				728-2-632
大口町	地域協働部 町民安全課	丹羽郡大口町下小口 7 丁目 155番地		0587-95-1966
				0587-95-5721
				740-2-111
扶桑町	生活安全部 防災安全課	丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330番地		0587-93-1111
				0587-93-2034

		741-2-216
--	--	-----------

ア 応援の種類

- (ア) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (イ) 食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (ウ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (エ) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (オ) 被災者に対する一時的な避難施設等の提供
- (カ) その他特に必要と認めて要請した事項

イ 要請時に連絡すべき事項

- (ア) 被害の状況及び道路交通状況
- (イ) 応援を要する応急措置の種類
- (ウ) 応援を要する職種別人員及び資機材等の品名及び数量
- (エ) 応援を要する場所及び期間
- (オ) その他応援に関して必要な事項

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

災害時における相互応援に関する協定

(2) 東尾張地区市町及び連絡担当部局

市町名	担当部課名	住 所	連絡先	電 話
				F A X
				防災行政
				無線電話
瀬戸市	市長直轄組織 危機管理課	瀬戸市追分町 64 番地の 1		0561-88-2600
				0561-21-6607
				704-2-532
小牧市	市民生活部 防災危機管理課	小牧市堀の内 3 丁目 1 番地		0568-76-1171
				0568-41-3799
				719-1500
尾張旭市	総 務 部 危機管理課	尾張旭市東大道町原田2600 番地 1		0561-76-8127
				0561-52-0831
				726-2-382
豊明市	市民生活部 防災防犯対策課	豊明市新田町子持松 1 番地 1		0562-92-8305
				0562-92-1141
				729-4605

日進市	生活安全部 防災交通課	日進市蟹甲町池下268番地	0561-73-3279
			0561-74-0258
			730-2-242
清須市	危機管理部 危機管理課	清須市須ヶ口1238番地	052-400-2911
			052-400-2963
			739-2-3115
北名古屋市	生活安全部 危機管理課	北名古屋市西之保清水田15番地	0568-22-1111
			0568-25-0611
			736-2-2213
長久手市	くらし文化部 安心安全課	長久手市岩作城の内60番地1	0561-63-1111
			0561-63-6585
			732-2-366
東郷町	総務部 地域安全課	愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地	0561-56-0719
			0561-38-0001
			731-2-2332
豊山町	企画調整部 防災安全課	西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地	0568-28-0355
			0568-29-1177
			734-2-384

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

愛知県東尾張地区における災害時相互応援に関する協定書

(3) 施行時特例市応援要請手続き

春日井市が所属するCブロックの代表市へ応援を要請する。なお、令和6年度は、茨木市が代表市となっている。

ア 応援の種類

- (ア) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (イ) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (ウ) 災害応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供
- (エ) 前各号に掲げるもののほか、被災市が特に必要と認めるもの

イ 要請時に連絡すべき事項

- (ア) 被害の状況
- (イ) 物資等の品名、数量等
- (ウ) 職員の職種及び人数並びに業務内容
- (エ) 応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名等

(オ) 応援の期間

(カ) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

ウ 代表市の防災担当部署

Cブロック代表市 茨木市

担当課	住 所	連絡先	電話
			FAX
総務部 危機管理課	大阪府茨木市駅前三丁目 8 番 13 号	072-620-1617 072-624-9249	

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

施行時特例市災害時相互応援に関する協 定書

4 近隣市町及び災害時相互応援協定締結自治体に対する応援要請等

市長は、災害の規模等必要に応じて災対法に基づく応援要請等を行う。

災害時相互応援協定締結地方自治体

自治体名	担当部課名	住 所	連絡先	電 話
				F A X
岐阜県 大垣市	生活環境部 危機管理室	岐阜県大垣市丸の内 2 丁目 29 番地	0584-84-4111 0584-81-4460	
福岡県 春日市	総 務 部 安全安心課	春日市原町 3 - 1 - 5	092-584-1111 092-584-1143	
青森県 青森市	総 務 部 危機管理課	青森市中央 1 丁目 22 - 5	017-734-5059 017-734-5061	

5 県内の市町村に対する応援要請等

災害救助法の適用が決定した場合は、県と愛知県市長会及び愛知県町村会で締結した「被災市町村広域応援の実施に関する協定（愛知県）」に基づき、県及び県内市町村が連携した応援が実施される。

6 他の地方自治体等

その他の地方自治体及び団体からの応援申込みがあったときは、本部事務局部受援総括班が窓口として受け付け、人材は本部事務局部動員班、物資は物資供給部と調整をとり、受入体制を整える。

7 郵便局に対する協力要請

市は、春日井郵便局を始め市内の郵便局と「災害発生時における協力に関す

る協定」を締結しており、災害の規模等必要に応じ、次の事項について協力要請を行う。

- (1) 郵便局の施設・用地の避難場所や物資集積場所等としての提供
- (2) 対策本部あての救援物資等の保管等
- (3) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達車両は除く。）
- (4) 避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (5) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (6) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (7) 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供
- (8) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項
- (9) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

8 南海トラフ地震の発生時における広域受援

南海トラフ地震の発生時、国は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行い、県は、広域物資輸送拠点で物資を受け入れ、市へ配送することとなっている。

市は、「春日井市災害時受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、緊急輸送ルートの確保、救助・救急、消火活動、災害医療活動、拠点の確保、物資調達、燃料・電気・ガスの供給等の広域的な受援活動を実施するものとする。

第 3 節 自衛隊の派遣要請及び受入れ

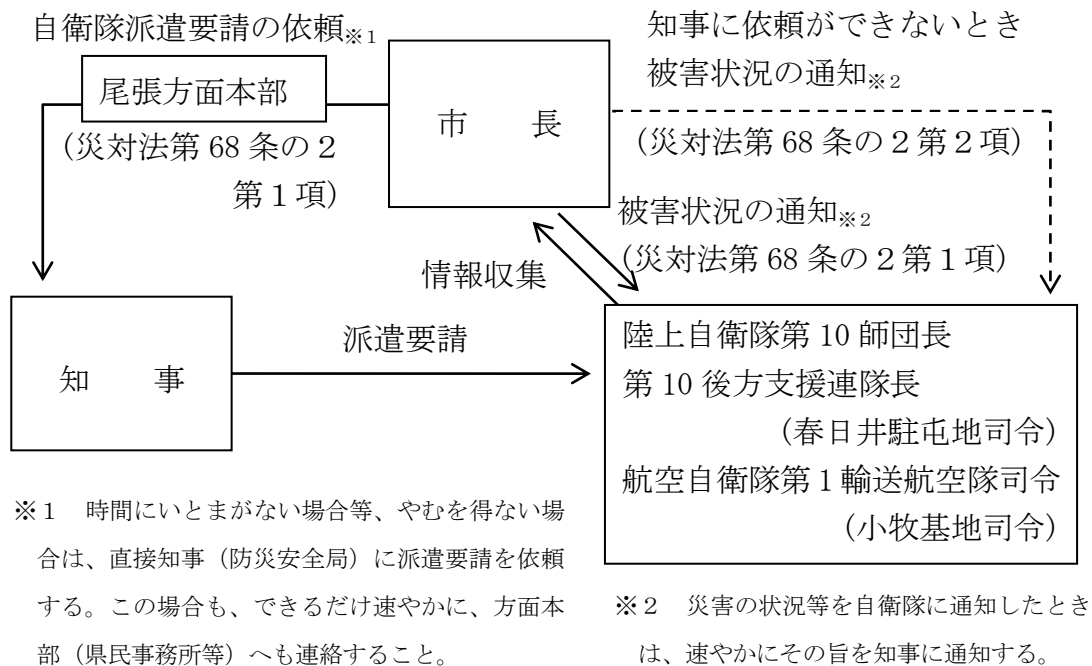
【本部事務局部】

市長は、自衛隊の派遣が必要と認められるときは、知事に対して災対法に基づく災害派遣要請を依頼する。なお、緊急避難、人命救助等で事態が急を要しており、知事に対して派遣要請を依頼することができないときは、自衛隊に対し通知し、事後速やかに所定の手続をとる。

この場合において、市長は、その旨及び当該市域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。

また、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

自衛隊災害派遣要請系統図



1 派遣要請の手続

(1) 要請時の必要事項

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

様式・資料集 第 1 様式 災害派遣要請依頼書（第 31 号様式）

(2) 連絡先

連 絡 先	連 絡 窓 口	
	時 間 内	時 間 外
陸 上 自 衛 隊 第 10 師団司令部	第 3 部防衛班 加入電話 (052) 791-2191 内線 4237	当直室 加入電話 (052) 791-2191 内線 4301
陸 上 自 衛 隊 第 35 普通科連隊	第 3 科 加入電話 (052) 791-2191 内線 4831	当直室 加入電話 (052) 791-2191 内線 4509
陸 上 自 衛 隊 第 10 施設大隊	第 3 科 加入電話 (0568) 81-7183 内線 234	当直室 加入電話 (0568) 81-7183 内線 302
航 空 自 衛 隊 第 1 輸送航空隊	防衛部 加入電話 (0568) 76-2191 内線 4038	基地当直 加入電話 (0568) 76-2191 内線 4017

2 救援活動内容

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。
避 難 の 援 助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合 で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難 を援助する。
遭 難 者 等 の 捜 索 救 助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活 動に優先して捜索救助を行う。
水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込 み等の水防活動を行う。
消 防 活 動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具をも って、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、 通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道 路 又 は 水 路 の 啓 開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、そ れらの啓開、又は除去に当たる。
応 急 医 療、 救 護 及 び 防 疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、 通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の 緊 急 輸 送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資 の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送 は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うも のとする。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。

項 目	内 容
入 浴 支 援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物 資 の 無 償 貸 付 又 は 譲 与	防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づき被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危 険 物 の 保 安 及 び 除 去	自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる。

3 派遣部隊の受入れ

市長は、次の事項に留意して派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努める。

- (1) 派遣部隊との連絡責任者を指名する。
- (2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (3) 部隊が到着したときは、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (4) ヘリコプターによる災害派遣を受け入れるときは、ヘリポート等の準備を行う。

様式・資料集 第2 資料 4車両の保有状況及びヘリポート可能箇所 ヘリポート可能箇所

4 撤収要請

市長は、救援活動が終了し、自衛隊の派遣の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに知事に対し、撤収要請を依頼する。

様式・資料集 第1 様式 災害派遣撤収要請依頼書（第32号様式）

第4節 ボランティアとの連携

【市民窓口部】

大地震により市の地域に大きな災害が発生した場合、通常の行政の能力を超える大量で広範な救援要請が求められる。こうした要請に対し、柔軟に対応できるボランティアと連携を図り、被災者の支援活動を円滑に実施する。

1 災害救援ボランティアセンターの設置

- (1) 大規模な災害が発生した場合、ボランティアとの連携及び被災地住民の速

やかな自立・復興の支援を行うため市社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害救援ボランティアセンター及び災害救援地域ボランティアセンターを設置する。また、市は共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、市社会福祉協議会に委託する。

- (2) ボランティア活動を行うため、防災拠点等に必要なスペース、机、椅子及び電話等資機材を確保する。
- (3) 市民窓口部ボランティア班に配置された職員は、ボランティアの受入れに関してボランティアコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。
- (4) 県広域ボランティア支援本部と連携し、必要に応じて広域ボランティアコーディネーターの派遣を要請する。
- (5) 災害救援ボランティアセンター及び災害救援地域ボランティアセンターにおいては、正確な住民ニーズの把握に努める。

2 ボランティアコーディネーター

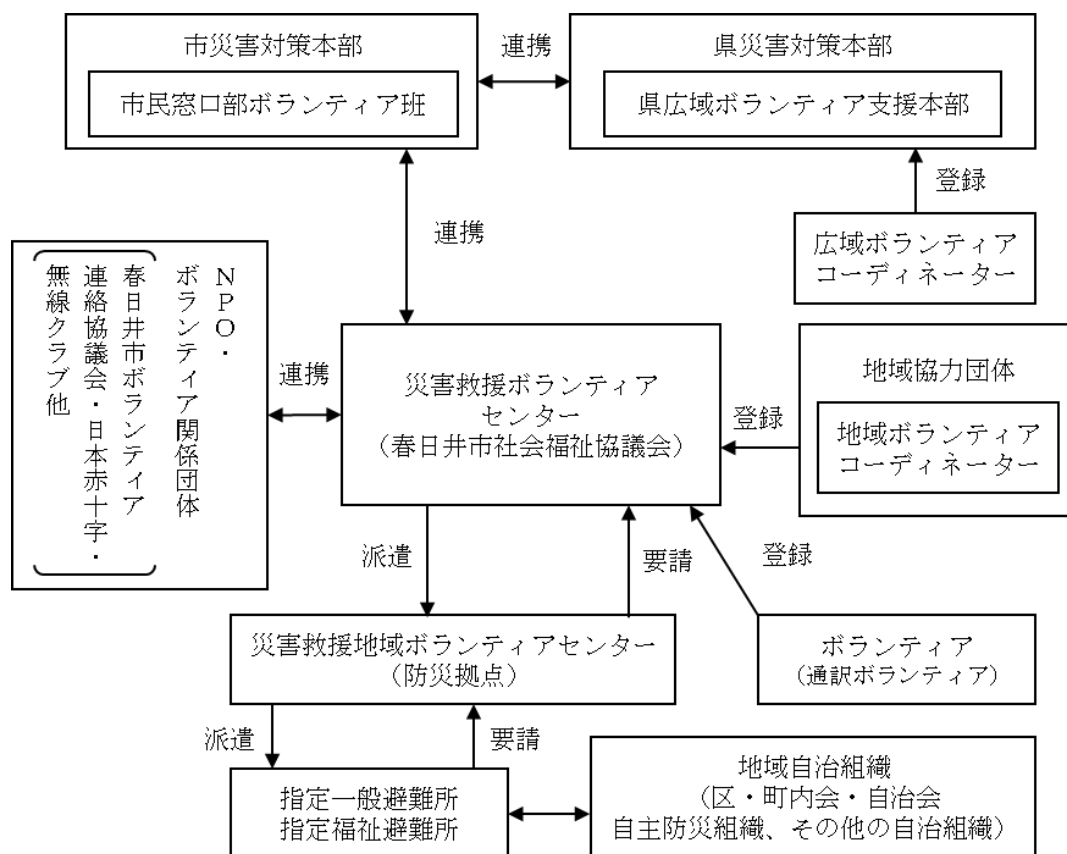
- (1) ボランティアコーディネーターは、市民窓口部ボランティア班及び県広域ボランティア支援本部と連携してボランティアの受入れ(受付及び需給調整)、支援要請の内容把握等を行う。
- (2) 市民窓口部ボランティア班は、災害救援ボランティアセンター、災害救援地域ボランティアセンター及びNPO・ボランティア関係団体のボランティアコーディネーターと連携し、ライフラインの復旧、仮設住宅への入居状況等を判断し、適当な時期以降は地域の自主的な活動へ移行ができるよう努める。

3 ボランティア団体等との連携

市及び県は、市内及び市外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

ボランティアの受入の流れ



第 2 章 情報の収集及び伝達

第 1 節 通信連絡体制 【本部事務局部、関係機関】

災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、県と災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるように努める。

災害時の情報及び災害応急対策に必要な指示、命令、報告等を迅速かつ的確に行うため、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話等の電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。

1 通信の確保

- (1) 本部事務局部は、有線及び無線を通じた通信連絡設備を調査し、通信可能な設備を確保する。
- (2) 本部事務局部は、県及び防災機関並びに防災拠点等関係施設との通信を確保する。

2 通信の統制

- (1) 移動局無線（携帯用及び車載用）及び衛星携帯電話は、本部事務局部の管理下に置く。
- (2) 携帯電話は、本部事務局部に集結し、管理する。

3 通信の運用

- (1) 移動局無線は、本部事務局部が必要に応じて各部に配備する。
- (2) 携帯電話は、本部事務局部が必要に応じて各部に配備する。
- (3) 直接通信連絡線(ホットライン)は、次の機関との通信連絡に活用する。

機 関 名	春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社東海支店 中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所 東邦ガスネットワーク株式会社設備部名古屋地域センター 春日井事業所
-------	---

(4) 県防災情報システムの使用

被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、
県防災情報システムの効果的な使用を行う。

4 有線途絶時の措置

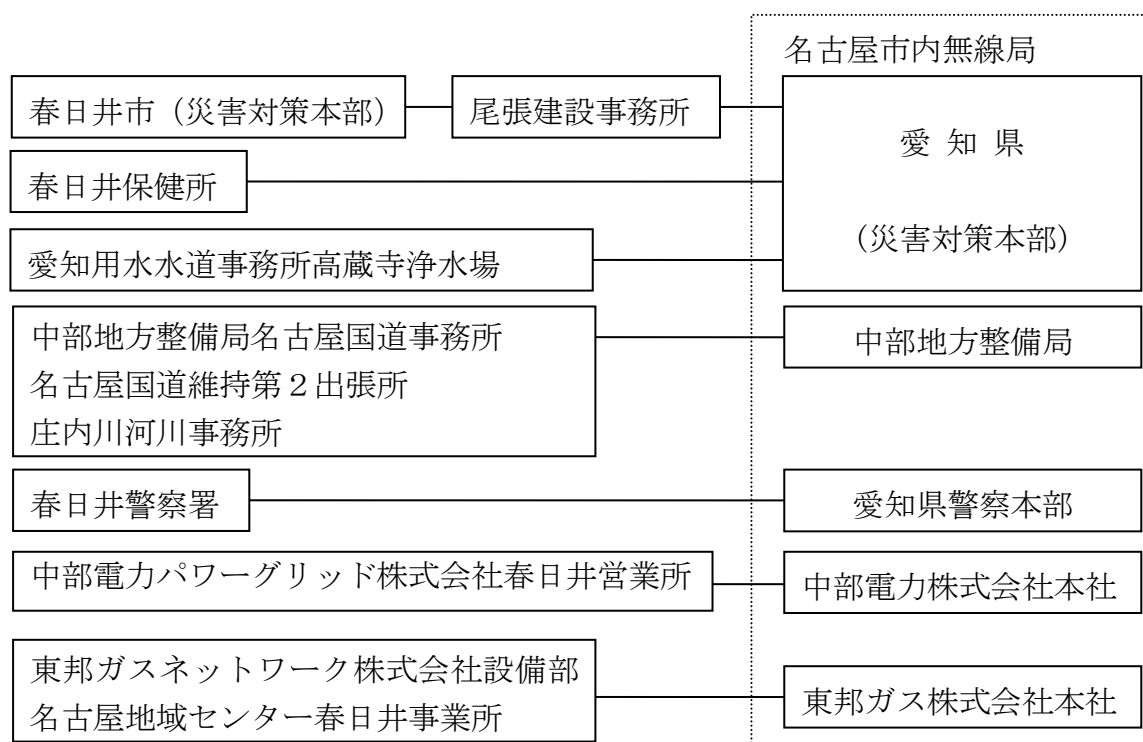
無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方もしくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないこととなっている。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

(1) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。なお、市から県災害対策本部へ通ずる非常通信ルートは、次のとおりである。

また、激甚な大規模災害が発生した場合、依頼する通報の内容は、真に非常通信の内容にふさわしいものであり、かつ、通報の作成に当たってはできる限り電報形式又は文書形式によるものとする。

県災害対策本部へ通じる非常通信ルート



(2) 放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要のあるときは、放送事業者に災害に関する通知、伝達、報告及び予警報の放送を、知事を通じ依頼することができる。

5 大規模災害が発生した場合の対策

通信手段の確保が困難な場合、衛星通信施設を使用する。この場合、市、県及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

第2節 地震情報等の収集及び伝達

【本部事務局部、消防公安部、関係機関】

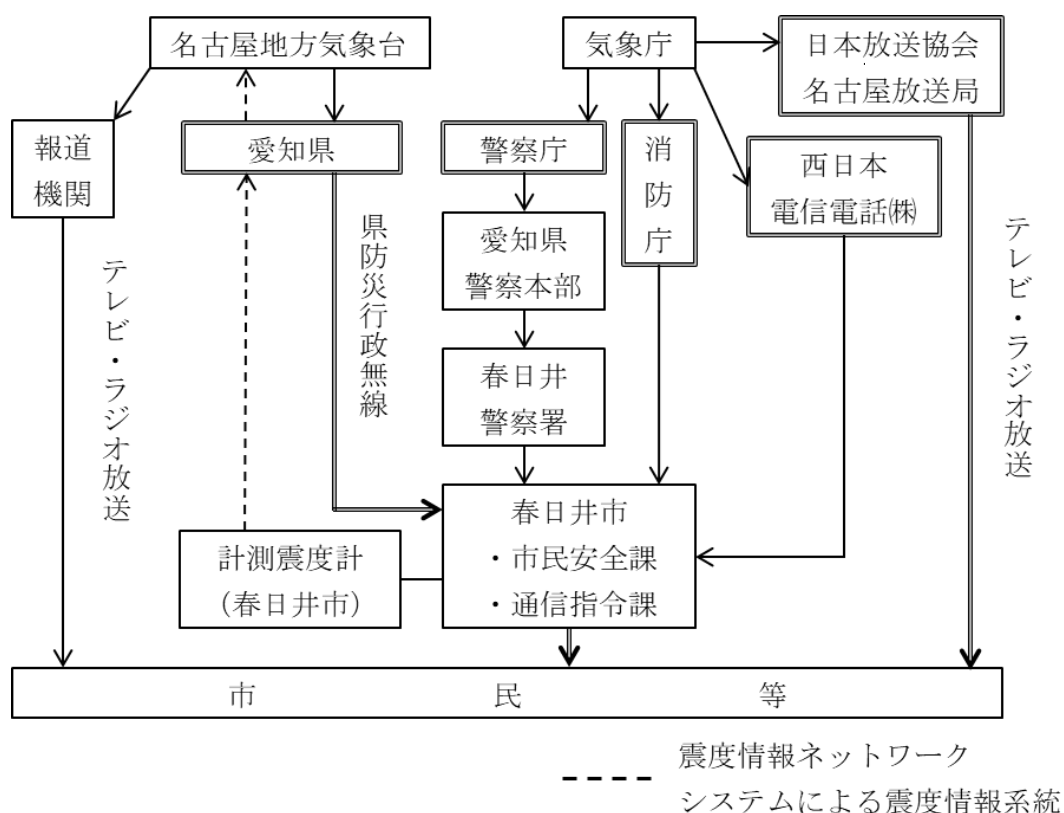
災害の規模や時間経過に対応した災害情報の収集及び伝達に努める。

なお、勤務時間外における地震発生初期の情報収集活動は、通信指令課が担当する。

1 地震情報

(1) 情報伝達系統

地震情報の伝達系統は、次のとおり。



注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先

注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報のもしくは主知の措置が義務付けられている伝達経路

(2) 情報の種類及び発表基準等

気象庁及び名古屋地方気象台が発表する地震情報の基準等は、次のとおりである。

ア 緊急地震速報の実施

気象庁は、最大震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

イ 地震に関する情報

地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度情報、長周期地震動に関する観測情報及び遠地地震に関する情報などを発表する。

(3) 震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報

県及び県内全市町村の計測震度計により観測した震度情報は、即時に県において収集され、名古屋地方気象台に伝達される。

県内市町村に対しては、情報ネットワークシステムにおいて震度4以上を観測しなかった場合であっても、気象庁又は名古屋地方気象台が地震情報を発表した場合にあっては、これらの情報と併せて伝達される。

2 火災情報等

火災発生の通報は、通常市民からの電話連絡によるが、地震時は有線通信が途絶することも想定されるため、防災拠点等に指定参集する職員は、行動マニュアルに基づき、参集途上の火災の発生状況等を情報収集し、報告する。また、被害状況に応じヘリコプターによる情報収集を県及び自衛隊に要請する。

3 その他の情報

(1) その他の気象情報

名古屋地方気象台の予警報を基にして状況判断を行う。また、市内の雨量等については、通信指令課が把握している観測データ及び一般財団法人河川情報センターとの専用回線による情報システムを活用する。

(2) 異常現象の発見及び通報

地震に伴う災害が発生し、又は発生するおそれのある異常現象を発見した者は、直ちに市又は警察署に通報する。異常通報を受けた警察署は、直ちに市に通報する。異常通報を受けた市長は、必要な措置を講じるとともに名古屋地方気象台、県及び関係機関に通報する。また、状況に応じて警戒区域等の設定を行い、又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

4 市民への伝達方法

(1) 情報を入手した場合は、関係機関へ電話、ファクシミリ等で連絡するとともに、市民に対しては必要に応じ広報車等により伝達する。

(2) 土砂崩れ等の危険がある地域で、地震発生後に一定の雨量が観測されたときは、広報車等により避難指示等を行う。

第3節 被害情報の収集及び伝達

【各部、関係機関】

市長は、人的被害の状況（安否不明者・行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

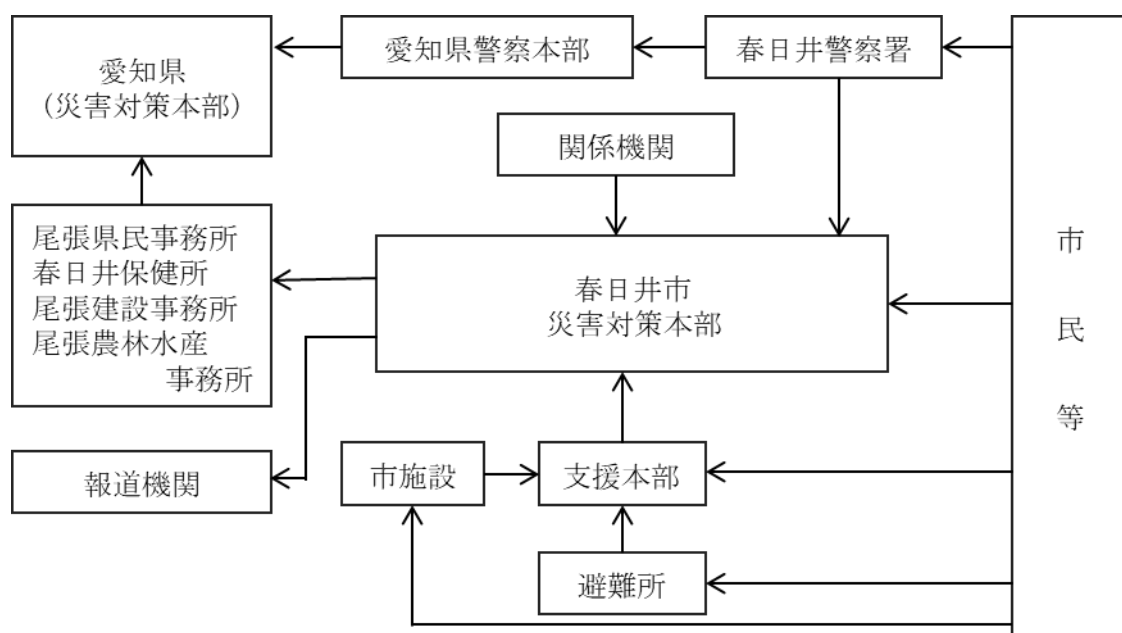
また、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は県防災情報システムを有効に活用するものとする。

1 情報の収集及び伝達

(1) 連絡系統

- ア 各部及び関係機関は、それぞれ所管する事務又は業務に関して収集した被害状況等の情報（画像情報を含む）を本部事務局部へ伝達する。
- イ 被害情報の連絡の流れは、次のとおりである。



- ウ 県は、必要に応じ市に職員を派遣し、市被災状況等の情報収集に努め、派遣された職員は、逐次県へ連絡するものとする。
- また、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

(2) 情報収集方法

ア 被害概況

災害発生直後の被害規模を早期に把握するため、次の方法により速やかに被害概況調査を行う。

- (ア) 建物被害については、支援本部があらかじめ定めた地区の被害を調査し、その被害状況から全体の被害を推測する。
- (イ) 道路等の被害については、対策本部、防災拠点等へ参集する職員が幹線道路等を参集時に調査し、被害を把握する。
- (ウ) 人的被害については、倒壊家屋の数によって推測する。
- (エ) 区・町内会長に対し電話により区・町内会被害状況調査票（第 35 号様式）を使用して被害状況を把握する。

イ 人的被害

市は、警察署や関係機関と互いに連絡をとり、人的被害の把握に努め、被災状況図を作成する。

なお、人的被害の把握に当たっては、人的被害・住家等被害調査票（第15号様式）を使用し、被災者台帳を作成し、保存する。

- (ア) 参集した職員からの報告
- (イ) 警察からの報告
- (ウ) 消防公安部の緊急救助状況
- (エ) 市民からの情報
- (オ) 避難部からの避難者状況
- (カ) 病院、救護福祉部からの負傷者救護状況
- (キ) 市民窓口部窓口班からの死亡者収容状況

ウ 建物被害

市は、建物被害の把握に努め、被災状況図を作成する。

- (ア) 支援本部が行う全棟被害調査結果
- (イ) 市民及び関係機関からの被害情報

エ 公共施設被害

- (ア) 市の施設については、それぞれ施設長が被害状況調査を実施し、所属の支援本部に報告する。ただし、警戒態勢にあつては警戒本部へ、第1次非常配備態勢にあつては、対策本部へ報告する。
- (イ) 市は、関係機関と連絡をとり、道路、河川その他の公共施設に関する被害状況及び復旧状況を可能な限り早期に収集する。

オ ライフライン等

市は、関係機関と連絡をとり、電気、ガスその他のライフライン施設、公共交通施設等の被害状況及び詳細な復旧状況を市民に提供できるよう可能な限り早期に収集する。

カ 生活関連施設

市は、金融機関、食料品店等生活関連施設についての営業情報を、関係機関等を通じ収集する。

(3) 情報収集・伝達項目

収集・伝達の対象となる被害等		伝達内容
災害発生状況	避難所・支援本部開設状況	第5号様式によること。
被害状況	被害概数	第13号様式によること。
人的被害	死亡者（遺体安置所）	第9号様式によること。
	安否不明者・行方不明者	
	負傷者	
	重傷者（搬送先） 軽傷者（搬送先）	
建物被害	全壊	第10号様式によること。
	大規模半壊	
	中規模半壊	
	半壊	
	準半壊	
	準半壊に至らない（一部破損）	
避難状況、救護所開設状況		第6号様式によること。
公共被害	建物・設備被害状況、道路、河川、貯水池・ため池、砂防等	第11号様式によること。
ライフライン等	電信・電話、電力、ガス、水道、公共交通機関等	

2 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定

各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次被害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

(1) 被災建築物の応急危険度判定

被災した建築物は、余震等で倒壊・破損し、市民の生命に危険が及ぶおそれがある。こうした二次災害を未然に防止するため、技術部に応急危険度判定実施本部を設置し、技術部内の応急危険度判定士の資格を有する職員は、民間応急危険度判定士のコーディネートをするとともに必要に応じて県に応急危険度判定士の派遣を要請し、応急危険度判定を実施する。実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。また、判定結果を表示することで、建築物の所有者等に注意を喚起する。

(2) 被災宅地の危険度判定

実施本部を設置し、技術部内の被災宅地危険度判定士の資格を有する職員は県及び関係機関と協力して被災宅地の危険度判定を行い、必要に応じて宅地の保全指導を実施する。実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

3 住家の被害認定

(1) 住家の被害認定

市は、地震災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

ア 住家の被害状況

イ 被災地における住民の動向

ウ 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等

エ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

4 県への報告

本部事務局は、市の所管する事項について、次のとおり被害状況等を速やかに報告する。

(1) 報告の方法

ア 被害状況及び災害対策状況は、県防災情報システム等を活用し、所定の報告様式で報告する。

また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。

イ 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、衛星携帯電話の利用や、各防災関係機関が所有する専用電話の利用及び警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。

ウ すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告に努めるものとする。

エ 県に連絡が取れない場合は、消防庁へ直接報告するものとする。

(2) 報告の対象となる被害、内容等

ア 報告は、次の事項について被害の発生及びその経過に応じて逐次行い、災害に対する応急措置が完了後、15日以内に確定報告を行う。

報告の対象となる被害		報告内容
災害発生状況等	被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策状況（全般）	県様式 1 及び 2 によること。
人被害	人的被害	県様式 3 によること。
	避難状況、救護所開設状況	県様式 4 によること。
公共施設被害	河川・貯水池・ため池等・砂防施設被害	県様式 5 によること。 〔 確定報告は、被害か所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。 〕
	道路施設被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
	水道施設被害	
	公共土木施設被害	

イ 被害認定の基準は、様式・資料集 第 2 資料 6 県関係要領等 被害認定基準によるものとする。

ウ 報告要領は、次のとおりとする。

区 分	報告を要する場合	報告先
人、住家被害等	1 県災害対策本部が設置されたとき。 2 市対策本部を設置したとき。 3 救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 4 災害及びそれが及ぼす社会的影響の状況等から見て、報告の必要があると認められるとき。	県災害対策本部 (注) 対策本部が設置されていない場合は、防災安全局とする。
河川被害	1 県災害対策本部が設置されたとき。 2 市対策本部を設置したとき。	尾張建設事務所
貯水池・ため池等被害	1 県災害対策本部が設置されたとき。 2 市対策本部を設置したとき。 3 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）に該当する程度の災害が発生したとき。	尾張農林水産事務所
砂防施設被害	1 重大な被害（えん提本体が決壊し家屋に被害を与えたとき、護岸工が決壊し家屋に被害を与えたとき、流路工が決壊し家屋に浸水したとき又は地すべり防止施設若しくは急傾斜地崩壊防止施設が倒壊し家屋に被害を与えたとき。）が発	尾張建設事務所

区 分	報告を要する場合	報告先
	生したとき及び応急復旧したとき。 2 土石流危険渓流において土石流等の土砂流出が発生したとき。 3 土石流危険渓流以外であっても、土石流出により負傷者以上の人的被害及び人家、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を生じたとき及びこれらの被害の恐れが生じたとき。 4 急傾斜地崩壊危険箇所で斜面崩壊が発生したとき。 5 急傾斜地崩壊危険箇所以外で斜面崩壊が発生し、人的被害及び人家、公共的建物等に一部破損以上の被害があったとき。 6 地すべり危険箇所、被害の有無にかかわらず、地すべりが発生したとき。	
道路施設被害	1 県災害対策本部が設置されたとき。 2 市対策本部を設置したとき。 3 事前通行規制区間外及び事後通行規制を生じたとき。 4 重大な災害等が発生したとき。 5 事前通行規制を生じたとき。 6 応急復旧したとき。 7 通行規制を解除したとき。	尾張建設事務所
水道施設被害	県災害対策本部が設置されたとき。	愛知県建設局上下水道課指導管理室
公共土木施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）に該当する災害が発生したとき。	尾張建設事務所

関連 第4編 第1章 第1節 1 罹災証明書の交付

様式・資料集 第1 様式 災害報告（第5、6、9、10、11、13号様式）

被害調査用紙（被災者台帳）

（第15号、15号の2様式）

第2 資料 6 県関係要領等

被害認定基準

5 火災・災害即報要領に基づく報告

(1) 関係機関は、火災・災害即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号）

以下「即報要領」という。)に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、様式 1 により第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。

- (2) 第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第県にも報告を行う。
- (3) 一定規模以上の災害（即報要領「第 3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲内で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。
- (4) 消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。
- (5) 災害応急対策完了後 15 日以内に文書により県に確定報告を行う。

愛知県災害対策本部尾張方面本部への連絡先

区分		平常時	第 1 非常配備	第 2 非常配備 (準備体制)	第 2 非常配備 (準備強化体制)	第 2 非常配備 (警戒体制)	第 3 非常配備	
配備場所		尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎 4 階)			災害対策室 (三の丸庁舎地下 2 階)			
勤務時間内	NTT	庁舎代表		052-961-7211	庁舎代表	052-961-7211		
		防災	内線	2432、2436、2437	内線	2901、2428		
			直通	052-961-1474	直通	052-973-4595(FAX 兼用)		
		消防	内線	2434、2438				
			直通	052-961-1464				
		保安	内線	2433、2435				
			直通	052-961-1519				
	NTTFAX	052-951-9106			直通	052-973-4596(電話兼用)		
	防災行政無線	防災	無線発信番号-602-1101、2432、2436、2437			総括班	無線発信番号-602-2901	
		消防	無線発信番号-602-2434、2438			総務班	無線発信番号-602-2428	
		保安	無線発信番号-602-2433、2435			情報班	無線発信番号-602-2211,2522, 2602	
					支援班		無線発信番号-602-2296	

			緊急物資 チーム	無線発信番号-602-2271、 2313
	防災行政無線(FAX)	無線発信番号-602-1152		無線発信番号-602-1150
勤務時間外	NTT	庁舎代表	052-961-7211	上記勤務時間内の欄に同じ
		直通	052-961-1474	
	NTTFAX	052-951-9106 ※別室設置のため送信時は要連絡		
	防災行政無線	無線発信番号-602-1101、2432、 2436、2437		
	防災行政無線(FAX)	無線発信番号-602-1152		
その他	E-mail	owari@pref.aichi.lg.jp		
	ファイル交換	次のシステムが利用可能 ・「愛知県防災情報システム」内のファイル交換機能 ・愛知県高度情報ネットワークメニュー上の「防災用グループウェア」		

※尾張方面本部は、第2非常配備(準備強化体制)でも尾張県民事務所防災安全課内に開設される場合がある。

※尾張方面本部(尾張県民事務所)と連絡が取れない場合は、県災害対策本部へ連絡する。

※県災害対策本部は、県防災安全局の災害対策課内又は宿日直室内に開設される場合がある。

愛知県災害対策本部への連絡先

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		本庁舎2階 防災安全局内			自治センター6階 災害情報センター		
勤務時間内	NTT	052-961-2111(代表) 内線 2512(災害) 内線 2512(特殊災害) 内線 2522(火災) 内線 2522(危険物) 内線 2539(救急・救助) (直通) 052-954-6193 (災害・特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災、危険物)			052-971-7104(広報部広報班) 052-971-7105(総括部総括班) 052-961-2111(代表) 内線 5302～5304(総括部総括班) 内線 5306～5307(総括部渉外班) 内線 5314～5316(総括部復旧班) 内線 5308～5310(広報部広報班) 内線 5311～5312(情報部整理班) 内線 5313、5320～5322 (情報部局・公共機関班) 内線 5317～5319(情報部方面班) 内線 5339、5340(情報部調査班) 内線 5323、5324(運用部庶務班) 内線 5325～5327(運用部運用班) 内線 5324(運用部財務会計班)		
	NTT FAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ)			052-971-7103 052-971-7106 052-973-4107		

		052-954-6994 (1 階消防保安課内(火災・危険物)) 052-954-6913 (2 階消防保安課内(救急・救助))	
	防災行政無線	600-2512(災害) 600-2512(特殊災害) 600-2522(火災) 600-2522(危険物) 600-2539(救急・救助)	600-1360～1362(総括部総括班) 600-1363(総括部渉外班) 600-1376(総括部復旧班) 600-1364(広報部広報班) 600-1365(情報部局・公共機関班) 600-1366(情報部方面班) 600-1322(情報部調査班) 600-1321(県警連絡員) 600-1324(自衛隊連絡員)
	防災行政無線 FAX	600-1510	600-1514
勤務時間外	NTT	052-954-6844(宿日直室)	上記勤務時間内の欄に同じ
	NTTFAX	052-954-6995(宿日直室)	同上
	防災行政無線	600-5250, 5251, 5252, 5253 (宿日直室)	同上
	防災行政無線 FAX	600-4695(宿日直室)	同上
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp		
	sginfo@pref.aichi.lg.jp		
		aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp	
防災 web メール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災 web メール」参照)		

消防庁への連絡先

通常時（平日（祝日、年末・年始除く）9：00～17：00）

（消防庁防災課応急対策室）

N T T 回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	9#92-90-43xxx 92-9049033 (FAX)	9-048-500-90-43xxx (下 3 桁は衛星電話番号簿を参照) 9-048-500-90-49033 (FAX)

夜間・休日時（消防庁宿直室）

N T T 回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)	92-90-49102 92-90-49036 (FAX)	9-048-500-90-49102 9-048-500-90-49036 (FAX)

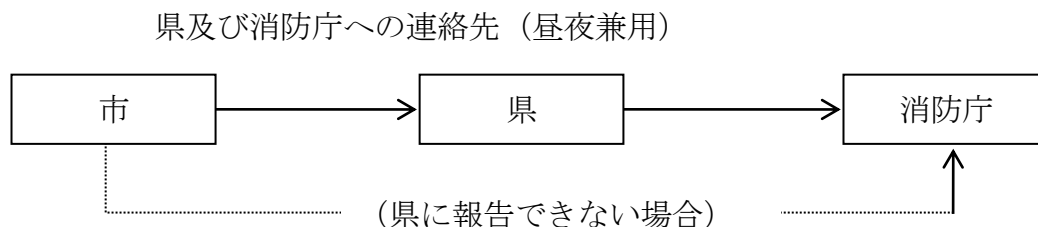
6 重要な災害情報の収集伝達

(1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

(2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市、県、指定公共機関の代表又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。



(3) 安否情報

市、県は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県の定める公表方針に基づき、県と連携の上、安否不明者・行方不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者・行方不明者の絞り込みに努める。

7 被災者台帳の活用

被災した市民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を活用し、その情報について関係部署間で共有する。

8 災害記録の資料収集

防災研究の基礎となる災害記録、防災施設に関する資料その他各種災害に関する資料を収集し、保存整理する。また、これらを分析して今後の防災計画に反映させる。

9 災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や

生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

第4節 市民への広報及び相談窓口

【情報管理部、関係機関】

災害時における人心の安定と社会秩序の維持を図る上で、広報活動は極めて重要である。被害状況、応急対策の実施状況等について、関係機関と連携した広報活動を行うとともに、各種相談窓口を開設し、市民からの相談に対応する。

1 災害情報の広報

市は、関係機関と協議の上、次の災害情報を提供する。

- (1) 地震情報に関すること。
- (2) 被害の概況に関すること。
- (3) 火災の状況に関すること。
- (4) 避難指示等に関すること。
- (5) 避難所の開設に関すること。
- (6) その他市民の安全確保に必要なこと（二次災害防止情報を含む）。

2 支援情報の広報

市は、関係機関と密接な連絡をとり、次の支援情報を提供する。

- (1) 避難所に関すること。
- (2) 救護所の開設に関すること。
- (3) 救援物資の配布に関すること。
- (4) 給水及び給食に関すること。
- (5) その他市民生活に必要なこと（安否情報を含む）。

3 ライフライン復旧情報等の広報

市は、関係機関と密接な連携を図り、次のライフライン復旧情報等を共同して提供する。

- (1) 交通機関、道路の状況及び復旧に関すること。

- (2) 電気、ガス、水道、下水道等の復旧に関すること。
- (3) 電話の利用、復旧に関すること。
- (4) 電気の復旧による火災等の二次災害防止に関すること。

4 広報の手段

(1) 広報車

市の広報車を使用するほか、必要に応じて警察署その他の防災関係機関の協力を得る。

(2) マスメディア

市は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し情報及び必要な資料を提供し、広報活動への協力を要請する。また、CATV、地域SNS等の地域メディアへ協力を求める。

特に避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。提供情報の主な項目は、次のとおりとする。

ア 災害情報の報道要請

災害情報の報道は、情報管理部報道班でとりまとめ、本部事務局部へ報告するとともに報道機関へ要請する。

イ 災害情報の提供

情報管理部報道班は、報道機関に対して適宜情報の発表を行う。

提供情報の主な項目は、次のとおりとする。

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 被害状況
- (ウ) 応急対策の状況
- (エ) 市民に対する避難指示等の状況
- (オ) 市民に対する協力及び注意事項
- (カ) 支援施策の実施状況

様式・資料集 第1 様式 報道機関発表用資料（第36号の2様式）

(3) 多様な情報伝達手段の活用

臨時広報紙等の配布、掲示板やWebサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に

関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

5 要配慮者への広報

要配慮者への広報は、ファクシミリ、インターネット等のメディアを活用しつつ、関係機関及びボランティアの協力を得て実施する。

6 各種相談窓口の開設

市は、市民からの問い合わせや相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて総合相談窓口を開設する。

- (1) 巡回相談（各避難所等）
- (2) 電話相談
- (3) 専門相談（法律、医療等）
- (4) 他の機関（国、県、その他関係機関）との共同相談
- (5) 要配慮者に関する相談

第3章 消防・救助活動

第1節 消防活動

【消防公安部、関係機関】

地震災害時における消防・救助活動の目的は、消火・救出・救命及び避難路の確保にあることから、各参集段階における限られた消防職員及び団員により、一定の優先順位に基づいた消防部隊を編成して、効果的な活動を展開することを活動の基本指針とする。また、市民の生命及び財産を保護するとともに、被害の軽減を図るため、的確な災害情報に基づき、迅速に活動体制を確保し、保有する施設、人員を最大限に活用した消防活動を行う。

1 災害配備態勢の確立

(1) 災害配備態勢

災害が発生したときは、非常招集を発令し、直ちに配備態勢を確保し、活動を開始する。

非常災害時の招集

非常招集	態勢
第1号招集	在宅職員の4分の1
第2号招集	在宅職員の2分の1
第3号招集	在宅職員全部

(2) 消防職員の覚知義務及び自主的参集

消防職員は、非常招集を受けなくても、非常事態の発生を知り、常に非常招集に応じられる態勢を整えるため、ラジオ、テレビ、天気予報及び電話によって、気象情報及び災害発生の状況を積極的に把握する。災害発生時には、勤務場所等に連絡し、非常招集の発令の有無、その他必要事項を確かめるとともに、発令前であっても発令の可能性が十分であることを予知したときは、自主的に参集しなければならない。

(3) 消防団員の自主的参集

消防団員は、災害発生の状況を積極的に把握するとともに、招集の発令前であっても発令の可能性が十分であることを予知したときは、自主的に参集しなければならない。

2 消防活動

地震の被害は、地震の強さ、地盤等によっても異なるが、火災及び救出・救助事象が同時に多発することが予想される。

こうした地震時の火災発生に対して、より多くの人命の安全確保と被害の軽減を図るため、有線・無線通信施設を効果的に活用して災害情報の収集を行い、災害規模及び態様に応じた消防活動を行う。

(1) 防御方針

ア 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い、一挙鎮火を図る。

イ 火災件数が消防力を上回るようなときは、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。

ウ 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ないときは、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防御に当たる。

エ 火災が著しく多発し、市民の生命に危険を及ぼすことが予想されるときは、全力を尽くして避難者の安全確保のための防御に当たる。

オ 大量の人命救助事象が発生したときは、火災状況により優先的にこれを実施する。

カ 高層建築物等の火災で大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ないときは、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御に当たる。

キ 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火したとき又は既に延焼してしまったときは、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後にアからキまでの要領により防御する。

ク 火災、水害等が同時に発生したときは、原則として火災防御を優先する。

(2) 重要対象物の指定

消防長は、防災拠点、補完施設、指定避難所、物資供給拠点等の災害対策の中核となる施設及び病院、社会福祉施設等を地震時における重要対象物として指定する。

(3) 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防御し、阻止しようとするもので、地形、地物、空地、水利の状況と動員部隊を勘案して設定する。

(4) 避難場所、避難路

避難場所は、指定緊急避難場所とするが、地域の住民が一時的に集まる緊急的な避難場所についても熟知しておく。また、避難場所に通ずる幹線通学

道路を避難路とし、防御の地点は、河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については、避難上特に混乱が予想される地点とする。

(5) 消防活動計画図の作成

消防活動計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難所、避難路等を調査し、作成するものとする。

(6) 広域断水時の火災防御

- ア 耐震性貯水槽及び防火水槽の活用
- イ 自然水利の確保
- ウ 部隊編成の強化
- エ タンク車の優先出動
- オ 有効的確な水利統制
- カ 機械性能の保持と積載ホースの増加
- キ 広報車等の巡回による警戒体制の確立

(7) 同時多発の火災防御

- ア 部隊運用
 - (ア) 出動部隊数の調整
 - (イ) 活動部隊数の合理化と無線統制による多発現場への合理的誘導
 - (ウ) 出火現場すべてにポンプを投入（最低基準として1現場1ポンプの投入）
 - (エ) 消防団との連携強化
 - (オ) 他都市消防応援隊の要請及び活用
- イ 残留部隊の確保
 - (ア) 緊急増強隊の編成（日勤者）
 - (イ) 情勢に即応した非常招集による増強隊の編成
- ウ その他
 - (ア) 出動体制の迅速化（特に第1現場引揚後）
 - (イ) 使用ホースの確保
 - (ウ) 耐震性貯水槽、防火水槽及び自然水利の活用
 - (エ) 指揮者の分散配置
 - (オ) 広報及び指導

3 危険物施設等応急対策

石油類、化学薬品、高圧ガス、毒物劇物及び放射性物質による災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるときは、災害の拡大を防止するため適切な防災活動を実施する。

(1) 消防公安部及び関係機関の対応

ア 災害発生について、直ちに県へ通報する。

イ 施設の管理責任者等と密接に連絡をとるとともに、警察等関係機関とも十分連携し、応急対策を実施する。

ウ 災害の規模状況を判断し、必要に応じて周辺住民に対する避難の指示を行い、消防相互応援協定に基づく近隣市町及び知事に対し応援を要請する。

(2) 施設管理責任者の責務

ア 災害発生源の除去、拡散防止等の初期防除を実施し、関係機関に対して直ちに連絡する。

イ 危険区域への立入禁止措置を行い、二次災害の防止を図る。

ウ 緊急措置を実施することができないとき又は必要があると認めたときは、従業員及び周辺住民に避難するよう警告する。

エ 消防隊の到着に際しては、誘導及び災害の状況報告など消防活動に協力する。

第2節 救助活動

【消防公安部、技術部、支援本部、関係機関】

倒壊家屋等からの人命救助及び安否不明者・行方不明者の搜索活動は、消防公安部が中心となり、各部及び関係機関と連携して活動体制を確立し、可能な限り早期に開始する。

1 人命救助活動

(1) 消防公安部は、警察等関係機関と相互に緊密な連絡をとり、協力して生命身体が危険な状態にある者の救出に当たる。

なお、災害の規模等状況に応じ、消防長は、近隣の消防機関等に協力を要請する。

(2) 消防公安部が自衛隊、警察等の公的関係機関等と連携して活動する現場(多数の消防機関が連携して活動する現場を含む。)で使用する活動表示方式は、

「構造物に対する活動表示実施要領」を用いて統一的な活動を行う。

- (3) 市長は、大規模な災害の発生により自衛隊の出動が必要と認められるときは、知事に対し、災害派遣要請を要求する。
- (4) 自主防災組織及び地域住民は、自主的に救助作業を実施するとともに、災害現場において市が行う救助作業に協力する。
- (5) 救助活動に当たっては、すべての機関と連携したサイレント・タイムの導入を検討し、生存者の救出に万全を期す。
- (6) 救出した負傷者は、市医師会等の医療班と連携し、災害現場等で応急手当及びトリアージを行い、病院等へ搬送する。

搬送に当たって消防公安部は、市内及び近隣市町の診療応需状況を把握し、現有の救急車のほか搬送可能な車両を活用して迅速な患者輸送を行う。

- (7) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と緊密な連絡をとって行う。
- (8) 技術部は、作業用の重機等を建設協会等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

様式・資料集 第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄 救助用資機材等

2 安否不明者・行方不明者の搜索活動

(1) 安否不明者・行方不明者の存否確認

ア 支援本部は、警察、地域住民等の協力を得て、安否不明者・行方不明者の存否を確認する。

イ 安否不明者・行方不明者の確認に当たっては、避難状況、医療機関への搬送状況等を基に、住民基本台帳と照合して行う。

ウ 搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡する。

(2) 安否不明者・行方不明者の搜索

ア 技術部は、警察、自衛隊、地域住民等の協力を得て安否不明者・行方不

明者の搜索を実施する。

イ 本部事務局は、防災拠点、避難所等に安否不明者・行方不明者の搜索情報を提供し、関係情報の入手に努める。

ウ 安否不明者・行方不明者の搜索期間は、災害発生の日から概ね3日間とし、なお搜索を必要とするときは、本部長の指示により実施する。

エ 救出作業中又は安否不明者・行方不明者搜索中に発見された遺体は、速やかに警察官の検視及び医師の検案（原則として鑑察医）に付し、身元が判明次第遺族等に引き渡す。

3 惨事ストレス対策

ア 搜索、救助・救急又は消火活動を実施する各部は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防公安部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第3節 広域応援の要請

【消防公安部】

大規模な災害が発生し、現有の消防力のみで消防・救助活動に十分対応できない場合は、相互応援協定及び災対法に基づく応援要請を行う。

1 他の市町村への応援要請

消防相互応援協定及び県内広域消防相互応援協定に基づき、協定締結市町村へ応援要請を行う。

2 知事等への応援要請

(1) 市の全域に及ぶ災害等で必要なときは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第43条（非常事態における都道府県知事の指示）、災対法第72条（都道府県知事の指示）の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人的確保に努める。

(2) 名古屋市消防航空隊支援要請

災害発生直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動及び災害応急活動を迅速かつ円滑に行うため、必要に応じ、名古屋市消防局長に対して名古屋市消防航空隊の出動を要請する。

ア 応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防局に、電話等により必要な速報を行ってから、航空機隊支援出動要請書を名古屋市消防局長に提

出する。

イ 緊急時応援要請連絡先

8 時 45 分から 17 時 30 分 名古屋市消防航空隊	電 話 0568-54-1190 F A X 0568-28-0721
17 時 30 分から 8 時 45 分 名古屋市防災指令センター	電 話 052-961-0119 F A X 052-953-0119

3 緊急消防援助隊等

県は、消防庁長官に対し、県内における大規模災害の発生に際して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。

また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立するものとする。

消防公安部は、「春日井市消防本部受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立し、体制を整えるものとする。

その際、南海トラフ地震など個別の緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づく活動が進められる場合や、最大震度に応じた迅速出動が行われる場合には、地震発生直後のより早い段階から受け入れ体制の確立を図るものとする。

4 応援消防隊の受入れ

消防相互応援協定等に基づいた応援消防隊の受入れは、次のとおり行う。

- (1) 応援消防隊に対して、消火栓、耐震性貯水槽、自然水利等の配置を示した図面資料を配付する。
- (2) 応援消防隊の現場への出動については、必要に応じて先導する。
- (3) 応援消防隊の活動拠点は、消防公安部が確保する。なお、必要に応じて県に協力を要請する。

5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動

消防相互応援協定及び災対法第 67 条（他の市町村長等に対する応援の要求）の規定により、他の市町村から応援を求められたときは、市長は、市の地域内に発生した災害の防除に支障のない範囲において、消防機関を協力させる。

消防相互応援に関する協定

	協 定 名 称	協 定 機 関
1	愛知県内広域消防相互応援協定	県内 34 市町村・消防組合
2	消防相互応援協定	名古屋市、瀬戸市、尾張旭市、犬山市、小牧市、西春日井広域事務組合、多治見市、春日井市
3	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定	愛知県、西春日井広域事務組合、小牧市、名古屋市、春日井市
4	愛知県下高速道路における消防相互応援協定	名古屋市、豊橋市、一宮市、岡崎市、豊川市、津島市、衣浦東部広域連合、豊田市、瀬戸市、稲沢市、小牧市、新城市、東海市、大府市、尾張旭市、岩倉市、西春日井広域事務組合、蟹江町、海部東部消防組合、尾三消防組合、海部南部消防組合、愛西市、春日井市

6 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市内が関係地域の全部又は一部となったときは、市、県を始めとする防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第 4 節 防災活動拠点の確保等及び 受援体制の整備

【本部事務局部、消防公安部】

- 1 大規模な災害が発生した場合、円滑に、国、他の地方自治体、団体等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊、警察及び消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材、物資の集結及び集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有について、関係機関と調整の上、確保及び整備に努めるものとする。

また、市又は県が応援活動を行う場合の防災活動拠点としての活用も図る。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとし、災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効

と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。

名 称	所 在 地	面 積	摘 要
白山運動広場	白山町6丁目4番地	1.6ha	ヘリコプター 離着陸可能
牛山運動広場	牛山町二番割 3180 番地	2.8ha	ヘリコプター 離着陸可能
落合公園	東野町字落合池1番地	17.0ha	ヘリコプター 離着陸可能
管理棟駐車場		うち 0.3ha	緊急消防 援助隊専用
前高グラウンド	西高山町2丁目 11 番地	1.9ha	ヘリコプター 離着陸可能
総合体育館・温水プール 駐車場	南下原町2丁目4番地 11	2.0ha	緊急消防 援助隊専用

- 2 市は、「春日井市災害時受援計画」に基づき、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制を確保する。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

- 3 災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第 4 章 救援及び救護

第 1 節 避難

【本部事務局部、市民窓口部、消防公安部、技術部、避難部、支援本部、警察署】

地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立ち退き等を指示する。

市は自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、県その他の自治体へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援要請を行う。

1 避難指示

(1) 実施責任者・区分等

実施責任者	区 分	災害の種類	根 拠 法
市 長	指示	災害全般	災対法第 60 条
警 察 官	指示	災害全般	災対法第 61 条 警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条
自 衛 官	指示	災害全般	自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 94 条
知事又はその命を受けた職員	指示	洪水、 雨水出水、 地すべり	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 29 条 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 25 条
水 防 管 理 者 （ 市 長 ）	指示	洪水、 雨水出水	水防法第 29 条

（注）自衛官の指示は、警察官がその場にはいないときに限る。

(2) 避難指示

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	当該地域又は土地建物等に災害の発生するおそれがあるとき。
伝達内容	指示者、対象地域、避難すべき理由、避難先、避難経路その他必要な事項
伝達方法	広報車の巡回や市W e b サイト、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。

(3) 避難指示

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は現に災害が発生し、その現場に残留者がいるとき
伝達内容	指示者、対象地域、避難すべき理由、避難先、避難経路その他必要な事項
伝達方法	広報車の巡回や市Webサイト、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。

(4) 屋内避難

周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」の安全確保に関する措置を指示することができる。

(5) 避難指示等の発令

避難指示の発令は、対策本部会議で決定する。なお、発令を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

(6) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合、若しくは避難指示等の解除を行う場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。また、知事は時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとされている。そのため、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(7) 市民への周知

避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、広報車の巡回、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）などの伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。

また、避難指示の理由、避難対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留

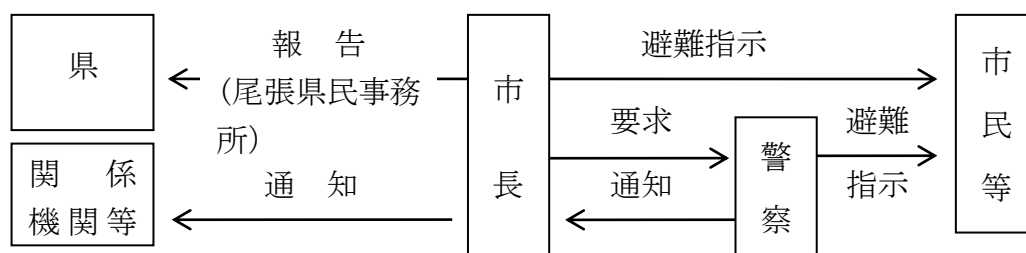
意事項の伝達に努める。

このほか、災害情報共有システム（Ｌアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様な身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるように努める。

(8) 関係機関の相互連絡

避難指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に連絡をするとともに、その内容について相互に通報連絡するものとする。

避難指示等の連絡系統



(注)避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

(災対法第 60 条第 4 項)

2 広域避難

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

また、あらかじめ具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

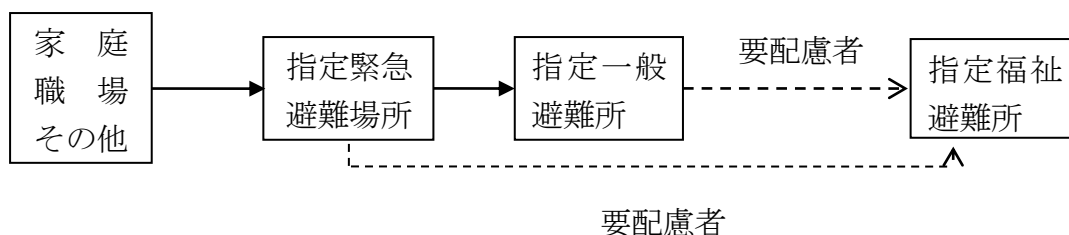
さらに、避難者のニーズを十分に把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

3 避難誘導

市職員、消防職員、警察官その他避難誘導を行う者は、市民を安全かつ迅速に避難できるよう避難先へ誘導に努めるものとする。

- (1) 誘導に当たっては、自主防災組織等の協力を得て、地域ごとでの集団避難を行うものとし、一時的に公園等の指定緊急避難場所等に集合させた後、避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所）に誘導する。
- (2) 誘導に当たっては、高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者及びその支援者を優先して行う。
- (3) 誘導に当たっては、安全な経路を選定し、必要に応じて誘導員を配置するとともに照明器具、ロープ等を使用する。
- (4) 避難開始とともに、市職員、警察官、消防職員等により現場警戒区域を設定し、危険防止その他必要な警戒を実施する。また、市民が避難した地域においては、状況に応じて警ら警戒を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。

避難の方法



4 避難に際しての準備

避難に際しては、次の事項を周知徹底する。

- (1) 火気、危険物等の始末を完全に行う。また、避難する時は電気のブレーカーを「切」にする。
- (2) 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講ずる。
- (3) 非常持ち出し物品は、必要最小限にとどめる。
- (4) 自動車での避難は行わない。

5 避難所の開設

地震災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能なかぎり当初から開設するものとし、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域

に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に指定福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとするが、避難所が危険で不適當となった場合は、別の避難所に移送する。

(1) 指定避難所等

ア 指定一般避難所

支援本部は、施設管理者又は地域住民の協力を得て指定一般避難所を開設する。

イ 指定福祉避難所

支援本部は、高齢者等の要配慮者を避難させるため、防災拠点に指定福祉避難所を開設する。なお、人員の参集状況に合わせ、指定福祉避難所機能を有する補完施設の開設を検討する。

なお、開設後は、速やかに対策本部へ開設報告をする。

(2) 開設の時期

ア 震度5強以上の地震が発生したとき。

イ 災害発生により、被災者の避難を必要と認めるとき。

ウ 災害発生のおそれがあり、災害対策本部の部長会議において、避難指示等の発令が決定されたとき。

エ 緊急を要する自主的な避難があったとき。

オ その他必要と認めるとき。

(3) 関係機関への通知

対策本部は、避難所を開設したときは、避難所開設の状況を県に報告するとともに、関係機関へ通知する。

6 避難所の管理運営

市は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

- (1) 避難所の管理運営は、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO、ボランティア及び関係機関等が協力して避難所運営マニュアルに基づき行う。
- (2) 各避難所においては、派遣された職員により、開設初期の管理運営及び情報の連絡を行う。
- (3) 職員は、避難所の自治組織の結成を促し、避難者がお互いに助け合う自主的な避難所運営が行えるよう支援する。
- (4) 学校は、児童生徒の安全確保と教育の早期再開に努めることを基本とするが、災害初期において教員は、可能な範囲で避難所の運営に協力する。
- (5) 避難所のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。
- (6) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

また、避難者の中にはDVやストーカー等の被害者が含まれている可能性があることから、避難所利用者登録票等、個人情報の管理を徹底する。

- (7) 指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- (8) 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。

また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

- (9) 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努める。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「春日井市避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

- (10) 災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定（愛知県）」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定（愛知県）」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

- (11) 給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「春日井市避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

- (12) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

- (13) 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

- (14) 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当

部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

7 避難所における生活環境の整備

- (1) 高齢者や障がい者の介護、女性の更衣、授乳等のためのスペースについて配慮する。
- (2) 被災者が安否確認等を行うための緊急連絡手段を確保するため、特設公衆電話を設置する。
- (3) 避難生活が長期化するときは、関係担当部と協議の上、入浴の実施など避難所生活の環境整備に努める。

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

災害時における一時避難施設としての施設 利用に関する協定

8 避難所の集約及び解消

避難生活の改善及び施設本来の機能確保のため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び解消を図る。

第2節 給水

【技術部、物資供給部】

災害の発生により飲料水の確保ができない被災者に対し、生活を保護するため応急給水を行う。

1 非常用水源の確保等

- (1) 技術部は、災害発生後速やかに送水場、配水場等の非常点検を行い、被害状況を把握するとともに、非常用水源及び応急給水体制の確保を図る。

ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

- (2) 災害時における飲料水の供給に関する協定に基づき、市内の協定事業者と協力を要請する。
- (3) 被害の状況に応じ、水道災害相互応援に関する覚書及び災害時における相互応援に関する協定に基づき、他の地方自治体に応援を要請する。
- (4) 地域における非常用水源として、災害時井戸水提供の家を活用する。

2 給水量

被災直後の給水量は、生命維持に最低限必要な量として、1人1日当たり30

を目標として供給し、応急復旧状況に併せて給水量の段階的な拡大と運搬距離の遡減を図る。

目 標 給 水 量

経 過 日 数	1 人 1 日 当 たり 給 水 量	市民の運搬距離
～ 3 日	3ℓ	概ね 1 km以内
4 日 ～ 10 日	20ℓ	概ね 250m以内
11 日 ～ 21 日	100ℓ	概ね 100m以内
22 日 ～ 28 日	被災前給水量 (約 250ℓ)	概ね 10m以内

3 給水方法

市内には、自己水源として2箇所（町屋、知多）の送・配水場があるほか、県企業庁から供給を受ける配水場に緊急遮断弁（地震時に自動的に水を止める弁）を設置している。また、名古屋市水道との緊急連絡管による取水が可能である。給水は、水道施設の応急復旧状況に併せ、段階的に次のとおり実施する。

(1) 給水車等による給水

ア 送・配水場から取水し、給水車及びポリ容器により避難所等の応急給水場に運搬し、給水する。

イ 応急給水の広報については、関係各部の協力を得て広報車等で実施する。

(2) 容器入り飲料水による給水

物資供給部は、被害規模等の状況に応じ、協定締結団体に協力要請し、容器入り飲料水を確保して給水する。

4 医療機関等への応急給水

緊急性の高い医療機関、福祉施設、避難所等から応急給水の要請があったときは、被害の状況に応じて優先的に対応する。

5 広域応援の受入れ

給水活動及び復旧活動に対して、他の地方自治体等から応援の申出があったときは、本部事務局受援総括班を窓口として、技術部と調整の上、受け入れを検討する。

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

水道災害相互応援に関する覚書

水道事故等による相互応援協定

災害時等の緊急応援給水に関する覚書

災害時における飲料水の供給に関する協定

緊急連絡管の使用に関する変更協定書

緊急連絡管の使用に関する協定
災害時における物資調達に関する協定
災害時における支援協力に関する協定

第 3 節 食糧

【物資供給部、避難部】

災害の発生により食糧の確保ができない被災者に対し、その生活を保護するため食糧を供給する。

1 食糧の供給

(1) 供給計画

物資供給部は、避難部等からの要請に基づき必要数量の把握を行い、当面は加工食品を中心とした供給計画を作成する。

(2) 調達及び搬送

ア 備蓄食糧

指定一般避難所及び指定福祉避難所で備蓄する食糧は、必要に応じて他の避難所等との融通を図る。また、調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

イ 調達食糧

- (ア) 協定締結団体に協力要請の上、調達する（加工品を原則とする。）。
- (イ) 流通状況に応じ、その他の卸売業者及び小売業者からも調達する。
- (ウ) 調達食糧は、避難所等へ直接搬送することを原則とする。直接搬送が困難なときは、物資集配拠点に受け入れ、各避難所等へ搬送する。

ウ 救援食糧

- (ア) 市において食糧の調達が困難なときは、県その他の地方自治体及び団体に要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

- (イ) 救援食糧は、物資集配拠点に受け入れ、避難所等へ搬送する。
- (ウ) 搬送については、公用車を用いるほか、必要に応じ運送業者に委託する。

(3) 供給の方法

ア 食糧の供給は、原則として避難所及び防災拠点で実施する。

イ 避難所等での受入配付については、避難所内自治組織、ボランティア等の協力を得て実施する。

(4) その他

ア 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食糧、飲料水等の円滑な供給に十分配慮する。

イ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。

また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

ウ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

2 炊出し

(1) 主食等の調達

ア 炊出しに必要な主食（米穀等）の応急供給は、協定締結団体に協力要請の上確保するほか、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

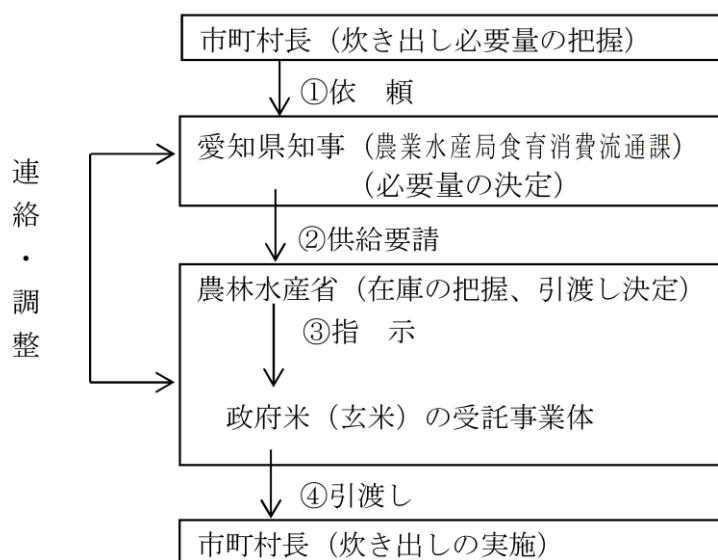
イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章Ⅰ第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

エ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

オ 副食品、調味料については、協定締結団体に協力要請の上確保するほか、県及び関係機関に協力を要請する。

炊き出し用として米穀を確保する手順図



(2) 炊出しの方法

ア 物資供給部は、関係各部と調整の上、避難所運営委員会（食料・物資班）、地域各種団体、自衛隊等の協力を得て行う。

イ 炊出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況、協力体制の状況等を判断して決定する。

ウ 炊出しは、原則として指定避難所等の公共建築物で行う。

エ 各調理場（前並・稲口・東部第1・東部第2）においては、施設の状況に応じ、炊出しを行う。

オ 応援要請に基づかない他の団体等からの炊出しの申出については、本部事務局受援総括班を窓口として、物資供給部と調整の上、受入れを検討する。

カ 炊出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

3 食糧の管理

食糧、主食等の受入れ又は供給に当たっては、種類、数量、供給先等を確認の上、物品受払簿を作成し、適切な管理を行う。

4 食糧等の調達に関する協定

市は、「災害時における物資調達に関する協定」を次のとおり締結しており、災害の規模等必要に応じ、食糧等の調達について協力を要請する。

協 定 先	物 資 の 種 別
尾張中央農業協同組合 春日井商工会議所 春日井市商店街連合会 生活協同組合 コープあいち 名古屋勤労市民生活協同組合 株式会社清水屋春日井店 イオンリテール株式会社イオン春日井店 ユニー株式会社アピタ高蔵寺店 DCMカーマ株式会社 株式会社ホームセンターアント 株式会社オークワ 株式会社バローホールディングス 中部薬品株式会社 株式会社カインズ	米、缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、容器入り飲料水、粉ミルク等
株式会社ほっかほっか亭総本部	弁当
株式会社赤ちゃん本舗	粉ミルク、液体ミルク、離乳食

様式・資料集 第 1 様式 物品受払簿（第 17 号様式）

第 2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄
食品及び備蓄物資

第 2 資料 5 協定等の締結状況
災害時における物資調達に関する協定
災害時における支援協力に関する協定

第 2 資料 6 県関係要領等
災害救助法又は国民保護法の適用のない
場合の応急用米穀の取扱要領

第 4 節 生活必需品

【物資供給部、避難部】

災害の発生により日用品等の生活必需品の確保ができない被災者に対し、その生活を保護するため必要な物資を供給する。

1 生活必需品の供給

(1) 供給物資

衣服、寝具その他の生活必需品を被害状況に応じて現物給付する。

(2) 供給計画

物資供給部は、避難部等からの要請に基づき、必要品目及び必要数量の把

握を行い、供給計画を作成する。

2 調達及び搬送

(1) 備蓄品

指定一般避難所及び指定福祉避難所で備蓄する生活必需品は、必要に応じ
て他の避難所等との融通を図る。また、調達にあたっては、要配慮者、女性、
子どもにも配慮するものとする。

(2) 調達品

ア 協定締結団体に協力要請の上、必要品目及び必要数量を調達する。

イ 流通状況に応じ、その他の卸売業者及び小売業者からも必要品を調達す
る。

ウ 調達品は、物資集配拠点に受け入れ、各避難所等へ搬送することを原則
とする。集約が困難なときは、避難所等へ直接搬送する。

(3) 救援物資

ア 市において生活必需品の調達が困難なときは、県その他の地方自治体及
び団体に要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県
による食料、毛布等を始めとする主要8品目の物資輸送が開始されること
に留意する。

イ 救援品は、物資集配拠点に受け入れ、各避難所等へ搬送する。

ウ 搬送については、公用車を用いるほか、必要に応じ運送業者に委託する。

エ 救援物資の申出に対しては、避難状況等を勘案し、必要品目及び必要数
量を把握して要請する。

オ マスコミ等を通じて救援物資の要請を行う場合は、必要とする物資の内
容、量、送付方法等について明確に情報を提供する。また、物資が充足し
たときは、要請の打ち切りの報道依頼を行う。

カ 県は、災害の状況により、必要な生活必需品の確保に努め、市町村等の
要請に応じて迅速に生活必需品を輸送する。

なお、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的
確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、
被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待
たないで、被災市町村に対する生活必需品を確保し輸送する。

(4) 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

(5) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

3 供給方法

- (1) 生活必需品の供給は、原則として避難所及び防災拠点で実施する。
- (2) 避難所等での受入配付については、避難所運営委員会（食料・物資班）、ボランティア等の協力を得て実施する。

4 物資の管理

物資の受入れ又は供給については、種類、数量、供給先等を確認の上、物品受払簿を作成し、適切な管理を行う。

5 物資の調達に関する協定

市は、「災害時における物資調達に関する協定」を次のとおり締結しており、災害の規模等必要に応じ、物資の調達について協力を要請する。

協 定 先	物 資 の 種 別
尾張中央農業協同組合 春日井商工会議所 春日井市商店街連合会 生活協同組合 コープあいち 名古屋勤労市民生活協同組合 株式会社清水屋春日井店 イオンリテール株式会社イオン春日井店 ユニー株式会社アピタ高蔵寺店 DCMカーマ株式会社 株式会社ホームセンターアント 株式会社オークワ 株式会社バローホールディングス 中部薬品株式会社 株式会社カインズ プラス株式会社ジョインテックスカンパニー	医薬品・医療用品、寝具・衣料、日用品、燃料、その他の物資
（一社）愛知県LPガス協会尾張支部 春日井分会	LPガス、LPガスコンロ等

協 定 先	物 資 の 種 別
パナソニックホールディングス株式会社	乾電池、乾電池式モバイルバッテリー、LEDランタン
スギホールディングス株式会社	風邪薬等の飲み薬、うがい薬等の外用薬、生理用品、哺乳瓶等の医療用具
王子ネピア株式会社名古屋工場	紙おむつ、トイレットロール
株式会社赤ちゃん本舗	紙おむつ、その他日用品

- 様式・資料集 第1 様式 物品受払簿（第17号様式）
- 第2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄
食品及び備蓄物資
- 第2 資料 5 協定等の締結状況
災害時における物資調達に関する協定
災害時における支援協力に関する協定
災害時における物資の供給に関する協定

第5節 医療

【救護福祉部、衛生部、市民病院、医薬品等供給拠点、関係機関】

災害時の医療対策は、救護福祉部が中心となり、総合保健医療センター、保健センター、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等と連携して活動体制を確立する。

また、市民病院は災害拠点病院として、地元医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。

なお、保健及び公衆衛生対策は、救護福祉部と衛生部が春日井保健所の協力を得て活動体制を確立する。

1 医療活動

(1) 医療情報の総合的な収集及び提供

救護福祉部は、春日井保健所及び消防公安部と連携し、広域災害救急医療情報システムを活用した医療機関の診療応需情報等を把握し、必要な情報を関係機関に提供する。

(2) 応急医療活動

ア 市長は、災害の規模等必要に応じ、「災害医療救護に関する協定」に基づく市医師会の医療救護班、「災害歯科医療救護に関する協定」に基づく市歯科医師会の歯科医療救護班の派遣を要請する。

イ 医療救護班及び歯科医療救護班は、救護所等で次の医療活動を行う。

- (ア) 防災拠点及び避難所における応急医療活動
- (イ) 巡回医療班による被災地区の応急医療活動
- (ウ) 災害現場等におけるトリアージの実施
- (エ) 手術、入院等を必要とする被災者の搬送治療

(3) 救護班の派遣要請

ア 市長は、必要に応じて日本赤十字社、自衛隊、国、県、尾張北部広域行政圏の市町等に救護班の派遣を要請し、その受入調整は、救護福祉部が行う。

イ 救護班の活動拠点は、総合保健医療センター、保健センター及び防災拠点とする。

(4) 救護所の開設

災害直後は、休日・平日夜間急病診療所、防災拠点及び避難所に救護所を開設し、被災者の応急手当等を実施する。

また、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。

(5) 保健医療調整会議への参画

県が2次医療圏等の区域ごとに設置する保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

2 広域医療活動の支援要請

- (1) 市内の医療機関において負傷者に対する医療を確保することが困難なときは、災害時における相互応援に関する協定に基づき近隣市町に負傷者の受入れについて要請するとともに、県と調整して広域的医療活動を実施する。

なお、道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ重症患者を搬送する場合には、関係機関と連携し、航空機又はドクターヘリを利用する。

- (2) 保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対して災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請を行う。

3 医薬品等の確保

- (1) 災害直後に必要な医薬品等は、総合保健医療センターの貯蔵品及び「春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整

備における相互協力に関する覚書」に基づき、一般社団法人春日井市薬剤師会の各会員薬局において備蓄している災害時医療用医薬品により対応する。

- (2) 災害の規模等状況に応じ、「災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定」に基づき、市薬剤師会に医薬品等の供給を協力要請するとともに、市医師会、市歯科医師会に協力を要請する。
- (3) 市は、医薬品等の仕分け及び管理のため、薬剤師が必要なときは、前号の協定に基づき、市薬剤師会に薬剤師の派遣を協力要請する。
- (4) 災害の状況等により医薬品等が不足するときは、2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に対し調達の要請を行う。
- (5) 市外からの医療用救援物資は、医薬品等供給拠点に受け入れ、必要に応じて医療機関等に搬送する。

4 個別疾病対策

(1) 人工透析

春日井保健所及び人工透析実施医療機関と協力して、人工透析の必要な者の継続的な治療を確保する。

なお、人工透析の実施に当たっては、医薬品、水等が不可欠であるため、関係機関に要請し、優先的に確保する。

(2) 難病等

春日井保健所と連携し、難病患者の受診状況及び難病患者の受入れ可能な医療機関を把握し、難病患者や患者団体等へ情報を提供する。また、受診の確保を図るため、春日井保健所や市医師会等に必要な要請を行う。

5 被災者の健康管理

(1) 健康管理対策

市及び県は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、春日井保健所及び関係機関と連携して保健師、歯科衛生士による巡回保健班を編成し、被災者に次の巡回健康相談、健康管理対策を実施する。

特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

ア 健康相談

イ 口腔相談

ウ 感染症予防対策

エ 精神保健相談（心のケア）

オ 栄養指導

(2) 防疫対策

春日井保健所と連携して、感染症予防のための消毒、害虫駆除等防疫対策を実施する。

(3) 避難所の生活環境の管理

市及び県は、避難者の健康状態を調査するとともに、飲料水については、特に、滅菌して使用する。また、避難所の生活環境の確保及び衛生状態の保持のため、し尿処理などの衛生指導を行う。

6 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。また、県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、市に情報提供と支援を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすい。そのため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。また、ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民ニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子どもたちへの健康支援活動

学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。また、児童相談センターでも相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務

体制を整える。

様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等
医療施設等

第2 資料 5 協定等の締結状況

災害医療救護に関する協定

災害歯科医療救護に関する協定

災害時における医薬品及び医療用品の供給

並びに薬剤師の派遣協力に関する協定

春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会

との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備

における相互協力に関する覚書

災害時の柔道整復師救護活動に関する協定

第6節 住宅の確保

【技術部、市民窓口部】

災害の発生により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に対して、応急仮設住宅の設置、公営住宅等の一時使用、住宅の応急修理、障害物の除去等により居住の安定を図る。

応急仮設住宅の設置については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

1 被災住宅の調査

災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

ただし、気象条件等を踏まえ、職員等の安全を最優先として調査に当たるものとする。

(1) 住家の被害状況

- (2) 被災地域における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

2 市及び県における措置

県は、災害救助法に基づき家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

(1) 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

県は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

(2) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

(3) 建設用地の確保

ア 市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害には充分配慮する。

イ 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。

(4) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40 年愛

知県規則第60 号) に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

- (イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする

イ 建設の時期

地震災害が発生した日から原則として20 日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。

ただし、状況に応じて、知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。

(5) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用について」(平成24年11月国土交通省・厚生労働省)を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(6) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

- (ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- (イ) 居住する住家がない者であること。
- (ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として市に委託し、市が行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

(7) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。

(4) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2 年以内とする。

なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

3 公営住宅等の一時使用

市、県、地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。

4 被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理は、救助法の適用により知事が行い、市長はこれに協力する。

また、市は、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。なお、被災住

宅の応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

イ 修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

ウ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 修理の期間

災害が発生してから 10 日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 応急修理を受ける者の範囲

(ア) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 修理の費用

修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 修理の期間

修理は、原則として災害が発生してから 3 か月以内（災害対策基本法に規定する国の災害対策本部が設置された場合は、6 か月以内）に完了する

ものとする。

オ 修理の方法

修理は、現物給付をもって実施する。

5 障害物の除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

(1) 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

(2) 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(3) 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(4) 除去の期間

災害が発生してから 10 日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長するものとする。

(5) 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建設業者、土木業者に請負わせて実施する。

(6) 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

関連 第3編 第10章 災害救助法の適用

様式・資料集 第1 様式 応急仮設住宅入居者台帳（第23号様式）

住宅応急修理記録簿（第24号様式）

第2 資料 6 県関係要領等

災害救助法施行細則

第 7 節 防疫

【衛生部、救護福祉部】

災害発生後の生活環境の悪化に対して、感染症の発生日防のため消毒等の防疫・保健活動を行い、被災地域の環境保全、被災者の健康保持を図る。

1 防疫対策

衛生部及び救護福祉部は、次により迅速な防疫対策に努め、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、県その他の自治体へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援要請を行う。

- (1) 防疫・保健活動に当たっては、感染症法に基づき県から市への指示が行われた場合は、春日井保健所の指示指導により行う。
- (2) 消毒の実施に当たっては、地域住民、ボランティアの協力を得て、緊急度の高い地区から順次実施する。
- (3) 避難所等の防疫指導及び衛生啓発に努め、必要に応じて被災地区に、区・町内会の協力を得て消毒剤の配布を行う。
- (4) 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

2 感染症患者等に対する措置

救護福祉部は、感染症が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- (1) 感染症患者が発生したときは、直ちに春日井保健所に通報する。
- (2) 保健所の行う検病調査、健康診断に協力し、二次感染の防止に努める。
- (3) 市医師会等の協力を得て情報の把握に努め、地域住民に必要な指導啓発を行うなど感染の拡大防止に努める。
- (4) 感染症法に基づき、技術部により生活の用に供される水の提供を実施する。
- (5) 知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施する。

様式・資料集 第 2 資料 3 防災上必要な物資及び資機材の備蓄

防疫用資機材

第8節 遺体の処理

【市民窓口部】

災害により多数の死者が発生した場合の遺体の収容、処置等については、法令等に基づき対応し、人心の安定を図る。

遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

1 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

2 遺体の検視（調査）及び検案

警察官又は海上保安官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡したものを除く）の検案（死因その他の医学的検査）を受ける。

※ 調査：「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

3 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

4 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

5 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資器材について応援を要求する。

この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している市町村にあっては、当該協定によるものとする。

6 遺体安置所の開設

市民窓口部は、避難所となっていない中学校の体育館等公共建築物を施設管理者と協議の上、遺体安置所として開設する。

7 遺体の安置等

- (1) 災害現場で警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、速やかに遺体安置所に搬送し、収容する。
- (2) 警察官の検視等を得ることができないときは、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にした上で収容し、遺体安置所において検視及び検案を受ける。
- (3) 遺体の搬送は、葬儀業者に協力要請して行うが、必要に応じ公用車等を使用する。
- (4) 必要な棺等葬祭用品は、葬儀業者に協力要請し、確保する。

8 遺体の埋火葬

- (1) 死亡届書の受理、死体火葬許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、死体火葬許可証を交付する。

- (2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

- (3) 埋火葬

死体火葬許可証を確認し、遺体を埋火葬する。火葬は原則として尾張東部聖苑で行うこととする。

- (4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

- (5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

様式・資料集 第1 様式 遺体台帳（第20号様式）

遺体処置・埋葬記録簿（第22号様式）

第 9 節 緊急輸送

【本部事務局部、関係機関】

災害発生後の食糧や救援資材の輸送、負傷者や災害活動要員等の輸送に必要な車両を確保し、迅速かつ効果的な緊急輸送を行う。

1 緊急輸送手段の確保

(1) 道路被害情報の収集

巡視等の実施により、被害情報を速やかに把握する。

(2) 緊急輸送道路の機能確保

管理道路における緊急輸送道路について、協定締結団体の協力を得つつ、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

(3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等について情報提供を行う。

(4) 緊急車両の調達等

ア 緊急車両は、市が所有する全車両を充てる。

イ 災害の規模等必要に応じ、協定締結団体に協力を要請する。

協 定 先	協 定 の 内 容
(一社)愛知県トラック協会尾東支部 春日井部会	物資の輸送、輸送車両の供給
日本通運株式会社春日井支店	物資の輸送、物資保管場所の確保
福山通運株式会社春日井支店 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社	物資輸送及び物資集配拠点の運営 補助
名鉄バス株式会社春日井営業所 名鉄観光バス株式会社	人員の輸送
株式会社トヨタレンタリース愛知 株式会社トヨタレンタリース名古屋 J-net レンタリース株式会社	輸送車両の供給

ウ さらに不足するときは、県その他の地方自治体に応援要請を行う。

(5) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認手続きは、知事又は県公安委員会が実施する。

市が使用する車両は、本部事務局が知事又は県公安委員会に緊急通行車両の確認届出を行い、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける。

緊急通行車両等確認申出先

区分	申出先	備考
○市の保有する車両 ○市との各種協定の締結に係る機関の保有する車両	愛知県 (尾張県民事務所)	被災状況等により、尾張県民事務所に申出できないときは、例外として春日井警察署交通課へ申出を認める。

(6) 確認対象車両

確認対象車両は、応急対策を遂行するために必要な、次の業務のいずれかに使用する車両とする。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の指示

イ 消防、水防その他応急措置

ウ 被災者の救援・救護活動

エ 被災者の応急医療活動

オ 施設及び設備の応急復旧

カ 清掃及び防疫その他保健衛生活動

キ 遺体の搬送等

ク 犯罪の予防、交通規制その他被災地における社会秩序の維持

ケ その他必要な人員、物資及び機材の緊急輸送

コ 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティアの輸送

(7) 輸送体制

ア 車両の管理

対策本部が設置されたときは、消防車両を除く公用車及び調達車は、すべて本部事務局が集中管理する。

イ 車両の運用

本部事務局は、常に配車状況を把握し、各部の要請に基づき、使用目

的に合わせ適正に配車する。

ウ その他

本部事務局は、関係各部に道路情報（交通規制、障害物の状況等）を提供する。

様式・資料集 第2 資料 4 車両の保有状況及びヘリポート可能箇所 要配慮者搬送用公用車

第2 資料 5 協定等の締結状況

災害時における物資等の輸送及び保管場所
の確保等に関する協定

災害時における物資輸送及び輸送車両の供
給に関する協定

災害時における人員輸送に関する協定

災害時における自動車等の提供に関する協
定

災害時における物資の輸送及び物資集配拠
点の運営補助等に関する協定

災害時における物資輸送に関する協定

第2 資料 6 県関係要領等

緊急通行車両等の確認手続等実施要領

2 燃料の確保

緊急輸送車両の運行に必要な燃料は、「災害時における物資調達に関する協定」に基づき、協定締結団体に協力要請して確保する。

協 定 先	協 定 品 目
愛知県石油商業組合春日井支部 尾張中央農業協同組合 春日井商工会議所 春日井市商店街連合会 生活協同組合 コープあいち	ガソリン、軽油、 重油、灯油等
(一社) 愛知県L Pガス協会尾張支部 春日井分会	ガスボンベ

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

災害時における物資調達に関する協定

3 緊急航空輸送

本部事務局は、緊急を要するときは、知事に自衛隊や県警、又は名古屋市消防局長に名古屋市消防航空隊等の航空機（ヘリコプター）の派遣を要請する。

4 鉄道輸送

市は、応急対策の実施に必要な人員、物資、資機材等の輸送を鉄道事業者に協力要請する。

第 10 節 帰宅困難者対策

市内には、通勤、通学、買物等で、多くの人々が流入してきており、災害発生時には、自力で帰宅することが極めて困難になる人々が発生することが想定される。特に、大量輸送機関である鉄道の機能が停止又は低下した場合、多数の発生が予測される。

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等多岐にわたるものであり、事業所、学校、防災関係機関が連携及び協力し、支援体制の構築を図っていくとともに必要な対策を講じる。

1 一斉帰宅の抑制及び一時滞在施設（滞在場所）の確保

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行うものとする。

2 徒歩帰宅者への情報提供

安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

また、ＪＲ春日井駅においては、日本放送協会（ＮＨＫ）の緊急放送を放映するとともに、ＪＲ春日井駅及びＪＲ高蔵寺駅においては、市政情報等を発信するための公共掲示板を活用し、最寄りの避難所情報を提供することで、利用者に有効な災害情報を提供する。

3 広報

各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装具等、家族との連絡手段の確保、徒

歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

4 救助対策及び避難所対策

帰宅途中で救援が必要になった人への救助対策及び避難所での受入が必要になった人への避難所等対策を図る。

5 事業者や学校等における措置

事業者や学校等は、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第5章 要配慮者対策

第1節 支援対策

【救護福祉部、支援本部】

災害時に特別の配慮を要する高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対し、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者への情報伝達を行うとともに、安否確認、避難誘導を実施するものとする。

被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な人材を確保し、サービスチームを結成してニーズに応じたサービスを提供する。

1 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、外部放送設備や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあっては、その障がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

(3) 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。

(4) 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

2 支援体制の確立

(1) 救護福祉部は、関係各部、地域自治組織、ボランティア等と連携して、要

配慮者に対する支援体制を早期に確立する。

- (2) 支援本部は、防災拠点に指定福祉避難所を開設するとともに、必要に応じ、相談窓口を開設する。
- (3) 市は、さらなる支援体制が必要と認める場合は、県に対して災害派遣福祉チーム（DCAT）の派遣要請を行う。

3 情報の提供

ボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する効果的な情報の提供に努める。

- (1) 紙おむつ、車椅子等の日常生活用品の支給情報
- (2) 福祉施設、福祉サービスの情報
- (3) 介護人の派遣、訪問看護等の情報
- (4) 人工透析等の医療情報
- (5) 仮設住宅等の情報

4 社会福祉施設等

- (1) 社会福祉施設の早期再開を図り、高齢者、障がい者等に対する支援業務の充実に努める。
- (2) 保育園の早期再開を図り、保育の必要な乳幼児の受入に努める。
- (3) 社会福祉施設のライフラインの復旧について、優先的な対応を関係機関に要請する。

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書

第2節 要配慮者への対応

【救護福祉部、市民窓口部】

要配慮者の態様に応じ、必要な保護、相談、避難支援等を講じ、要配慮者の健康の保持、生活の確保を図る。

1 児童への対応

教育委員会等と連携して災害による孤児や遺児の実態把握に努め、児童相談所等関係機関と協力して、保護などの必要な措置を講ずる。

2 高齢者、障がい者への対応

(1) 避難所への送迎

民生委員と連携して情報提供を行い、希望者を避難所へ送迎する。

(2) 相談窓口の開設

防災拠点において相談窓口を開設し、要配慮者に対する相談体制を整える。

相談窓口には、手話通訳、福祉ボランティア等が配置されるよう配慮する。

(3) 社会福祉施設等への受入先確保

施設や自宅の被災により福祉施設入所者や在宅介護者等の被災を免れた施設への緊急一時受入の便宜を図るとともに、指定福祉避難所をできる限り早期に開設し、要配慮者に対する適切な支援を実施するものとする。

また、高齢者、障がい者の受入れが可能な施設を早期に把握し、緊急度の高い者から受入先を確保する。

3 傷病者、乳幼児、妊産婦等への対応

傷病者、乳幼児、妊産婦等に対しては、医療情報、粉ミルク等の食糧情報、避難所におけるスペースの確保等個別に配慮した支援を行う。

4 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

(1) 市町国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

(2) 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報等の活用

(3) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

5 PTSDへの対応

救護福祉部と連携して、被災者の PTSD をはじめとする精神不安定に対応するため、心のケアを実施する。

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

**災害時における要援護者等の受入に関する
協定**

第6章 都市施設の応急対策

第1節 公共施設

【技術部、各施設、関係機関】

道路管理者等公共施設の管理者は、災害発生時には速やかに活動体制を確立し、所管する施設の被害状況の把握、安全対策及び応急復旧措置を講ずる。

ただし、気象条件等を踏まえ、職員等の安全を最優先とする。

1 道路及び橋梁

(1) 安全対策

巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握し、道路情報システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

また、技術部は、関係機関と連携し、道路の亀裂、陥没又は損壊、倒壊物、落橋等による交通不能箇所を調査・把握し、二次災害防止等の安全対策を講ずる。

(2) 応急復旧対策

ア 技術部は、被害状況を基に応急復旧計画を定めるとともに、道路管理者と連携を密にし、市域及び周辺の道路被害情報を収集する。

イ 応急復旧は、救助活動、物資輸送等の緊急輸送道路の確保を最優先とする。

ウ 応急復旧に当たっては、被害の規模等状況に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、春日井建設協会に協力要請するほか、必要に応じて他の地方自治体に応援要請を行う。

エ 南海トラフ地震の発生時において、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

オ 応急工事の実施が困難な場合、県への要員の確保について応援を要求する。

2 河川、ため池等

(1) 安全対策

技術部は、災害時に河川、ため池、砂防施設等を巡視し、橋脚、暗渠流入口、堤防、砂防施設等に危険箇所を発見したときは、各管理者に通報するとともに関係機関と協力して必要な措置を講じ、二次災害防止等の安全対策を

講ずる。

(2) 応急復旧対策

ア 技術部は、被害状況を基に施設管理者と連携して、応急復旧計画を定める。

イ 応急復旧に当たっては、被害の規模等状況に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、春日井建設協会に協力要請するほか、施設管理者と連携を密にして応急復旧に努める。

3 鉄道

(1) 安全対策

鉄道事業者は、踏切警報機、高架橋等に危険があると認められるときは、直ちに必要な措置を講じ、二次災害防止等の安全対策を講ずる。

(2) 応急復旧対策

応急復旧に当たっては、市対策本部と連携を密にして実施する。

4 市庁舎等の公共施設

(1) 利用者の安全確保

市庁舎、ふれあいセンター、公民館等の施設管理者及び職員は、利用者の安全確保を最優先して行動し、次の措置を講ずる。また、公共施設内での事業者は、災害時に管理者、対策本部の長に協力するように努める。

ア 施設利用者の人命救助を最優先とする。

イ 館内放送等により、災害時における混乱防止措置を講じるとともに、災害情報等の提供に努め、不安の解消を図る。

ウ 避難する必要があるときは、あらかじめ定める計画に従い、誘導等を行う。

エ 負傷者が発生したときは、応急措置を講ずる。

オ 応急措置の概要については、支援本部へ報告する。

(2) 施設建物・設備の保全等

ア 施設・設備の応急点検を実施し、被害状況を支援本部へ報告する。

イ 電気、ガス、水道、通信施設等に被害を生じたときは、関係機関と連絡を取り、応急復旧を要請する等の措置を講ずる。

ウ 指定一般避難所及び指定福祉避難所以外の施設等へ市民が避難してきた

ときは、支援本部に追認避難所としての報告をするとともに、必要な資材の調達を要請する。

(3) 防災対策施設

対策本部、支援本部、物資集配拠点等となる施設は、前項に定めるほか本部等の設置及び開設に向けての準備並びに防災関係資機材の確認及び点検を行う。

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

災害時における応急対策業務に関する協定

第2節 ライフライン

【技術部、関係機関】

上水道をはじめとするライフライン関係機関は、災害発生後速やかに応急活動体制を確立し、被害状況の把握、施設機能の回復、危険防止等の応急復旧措置を講ずる。

ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

また、市、県、国及びライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

なお、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

1 上水道

(1) 活動体制

技術部及び配水管理事務所は、応急復旧に必要な人員、資機材等を確保するとともに、被害の規模等状況に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、春日井市管工事業協同組合等に協力を要請する。

なお、必要に応じて他の地方自治体及び関係団体等に応援を要請する。

(2) 応急復旧対策

ア 水道施設の被害状況を速やかに把握し、状況に応じ応急復旧計画を定める。

イ 応急復旧に当たっては、特に避難所や病院等への給水を優先し、断水区

域を最小限にするよう配水調整をしながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

ウ 応急復旧に必要な資機材は、業者が保有する資機材及びメーカーから調達する。

(3) 広報

関係機関と連絡を密にして、水道施設の被害状況、復旧状況等を市民に広報する。

様式・資料集 第2 資料 5 協定等の締結状況

災害時における応急対策業務に関する協定

2 下水道

(1) 活動体制

技術部及び浄化センターは、応急復旧に必要な人員、資機材等を確保し、必要に応じて他の地方自治体及び下水道関係団体の応援を要請する。

(2) 応急復旧対策

下水道施設の被害状況を速やかに把握するとともに、処理施設の非常点検を実施して施設及び設備の被害状況を把握し、速やかに応急復旧を実施する。

(3) 広報

関係機関と連絡を密にして、下水道施設の被害状況、復旧状況等を市民に広報する。

3 電力

(1) 活動体制

中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社及び株式会社 J E R A は、災害の状況に応じ、非常災害対策本部等を設置し、被害復旧等の応急対策を実施する。

(2) 応急復旧対策

ア 応急復旧に当たっては、市対策本部と連携を密にして実施する。

イ 復旧順位は、原則として医療機関、防災拠点、避難所、福祉施設、官公庁等の公共機関及び報道機関を優先するが、災害状況、各施設の被害状況、各設備の復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから順次実施する。

ウ 供給先の住民等へ報道機関による報道又はW e b サイト等により復旧状況、被害地区における注意事項等について広報活動を行う。

(3) 危険防止措置

二次災害のおそれがあると認められるときは、直ちに当該範囲の送電遮断等適切な措置を講ずる。

(4) 広報

感電事故、漏電等による出火を防止するため、広報車による広報のほか市、報道機関等と協力して復旧状況、安全対策等に関する十分な広報を実施する。

(5) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

4 都市ガス

(1) 活動体制

東邦ガス株式会社は、災害の状況に応じ、災害対策本部等を設置し、被害復旧等の応急対策を実施する。

(2) 応急復旧対策

ア 応急復旧に当たっては、市対策本部と連携を密にして、道路等の被害状況を把握し、復旧対策を実施する。

イ 復旧は、原則として災害状況、各施設の被害状況、各設備の復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから順次実施するが、医療機関、防災拠点、避難所、福祉施設、官公庁等の公共機関については、臨時供給等による早期復旧に努める。

(3) 危険防止措置

都市ガスの漏えい等により、二次災害のおそれがあると認められるときは、東邦瓦斯災害対策本部の指令に基づき、広域的な中圧ブロック又は地区的な低圧ブロック単位で、ガス供給を停止する等の二次災害防止措置を講ずる。

(4) 広報

市民の不安除去及び二次災害の防止を図るため、広報車による巡回広報のほか、市、警察、消防署及び報道機関と協力して、ガス設備の被害状況、復

旧状況、安全対策等に関する十分な広報を実施する。

5 LPガス

(1) 活動体制

(一社)愛知県LPガス協会は、災害対策本部を設置し、LPガスの保安確保及び安定供給等の応急対策を実施する。

(2) 応急復旧対策

ア 応急復旧に当たっては、市対策本部と連携を密にして実施する。

イ 被害状況の確認、二次災害防止のための安全点検は、原則として医療機関、防災拠点、避難所、福祉施設等の公共機関を優先する。

ウ 市対策本部と連携して防災拠点、避難所等への臨時供給を実施する。

(3) 広報

市民の不安除去及び二次災害の防止を図るため、復旧状況、安全点検の実施状況等に関する広報を市、報道機関等と協力して実施する。

6 電話

(1) 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

ア 災害対策本部の設置

非常参集等の緊急プログラムを発動し、復旧要員等を動員し、災害対策本部等を設置する。

イ 緊急対応措置の実施

垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止を図るとともに、被災電気通信設備の復旧計画を作成し、復旧要員、資機材及び災害対策機器について所要数を検討する。

ウ 応急復旧活動の実施

発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。

(ア) 西日本電信電話株式会社

a 伝送路が被災した場合

可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬型無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。

b 交換機が被災した場合

非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。

c 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

d 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合

非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。

(イ) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

a 伝送路が被災した場合

応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。

b 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

エ 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、電話の輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。また、インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。

(2) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

ア 災害対策本部の設置

災害対策本部を設置し、通信設備の被災状況把握、早期サービス回復に努める。

イ 応急復旧活動の実施

- (ア) 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。
- (イ) 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。
- (ウ) 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

ウ 災害用伝言板の運用

震度6弱程度以上の地震が発生した場合には、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。

エ 応援体制の確立

本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

また、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。

(3) 広報

市、報道機関等と協力して通信網の復旧状況、復旧見込み等に関する十分な広報を実施する。

(4) 被災者等への情報伝達

通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

第 7 章 交通対策及び災害警備

第 1 節 交通障害物の撤去 【技術部、関係機関】

災害時の応急対策を円滑に実施するため、道路障害物の撤去、路上放置車両等に対する必要な措置を行い、緊急通行車両の通行を確保する。

また、ライフライン施設の応急復旧を行うため、市、県、国及びライフライン事業者等で実施する合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

1 障害物の撤去

技術部は、関係機関と連携をとり、道路上の破損、倒壊物等の障害物を除去し、緊急輸送に必要な道路の確保を最優先に行う。

障害物の撤去等に当たっては、被害の規模等状況に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、春日井建設協会に協力を要請して行う。

- (1) 道路上のがれき等障害物は、道路管理者と連絡調整の上、撤去する。
- (2) 道路面に生じた亀裂、陥没等は、埋め戻し等の応急復旧を実施する。
- (3) 上下水道、電話、電気等の道路占用施設に障害や危険箇所が発見されたときは、直ちにバリケード等による応急措置を講じ、占用者に連絡する。
- (4) 撤去作業に当たっては、可能な限り障害物の所有者又は管理者の同意を得るものとする。

様式・資料集 第 2 資料 5 協定等の締結状況

災害時における応急対策業務に関する協定

2 路上放置車両等に関する措置

(1) 警察官の措置

ア 緊急交通路の確保

- (ア) 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。
- (イ) 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。
- (ウ) 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、

優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

イ 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	・ 緊急自動車 ・ 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	・ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・ 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大震災発生時に優先すべきものに使用される車両

ウ 交通規制の実施

分類	態様	
初動対応	交通情報の収集	・ 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・ 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	・ 災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災地区への車輛の流入抑制を行う。
第一局面	・ 緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による	

分類	態様
(災害発生直後)	社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。) 以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・ 交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）別記様式第 2 の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。
第二局面 (交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面)	第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。

エ 強制排除措置

- (ア) 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- (イ) 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- (ウ) 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協

力を要請することができる。

- (エ) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

オ 緊急通行車両の確認等

- (ア) 県公安委員会が災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第 33 条第 1 項の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- (イ) 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。
- (ウ) 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。
- (エ) 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

カ 交通情報の収集及び提供

大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。

(2) 自衛官及び消防吏員の措置

派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において同法第 76 条の 3 の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

(3) その他

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

様式・資料集 第 2 資料 5 協定等の締結状況

災害時における応急対策業務の支援等に関する協定

第 2 節 交通規制

【警察署、関係機関】

災害時の交通混乱の防止、緊急輸送道路の確保を図るため、災対法、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）及び道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の定めるところにより、交通規制が実施される。

1 交通規制の実施

交通規制は、警察及び道路管理者において実施され、市は、交通規制が円滑に実施されるよう、関係機関と緊密に連携を図り、必要な措置を講ずる。

- (1) 応急対策に必要な道路を確保するため、市民に対して自動車利用を控えるよう広報を行い、周知徹底を図る。
- (2) 通行規制又は緊急優先通行を図る必要が生じたときは、警察等関係機関に要請し、その実施に協力する。

交通規制の責任者等

区 分	実施責任者	範 囲	根拠法
警 察	公安委員会 警察署長 警察官	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがあるとき。	災対法第 76 条 道路交通法 第 4 条 第 5 条 第 6 条
道 路 管理者	国土交通大臣 県 知 事 市 長	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認めるとき。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認めるとき。	道路法第 46 条

- (3) 被災状況や交通状況に応じ、規制路線の選定及び区間や地点を指定し、一般車両を対象とした通行禁止等の交通規制を実施する。

ア 交通規制対象路線

路線名・路線番号	起点	終点
東名・名神高速道路	豊川 I. C (静岡県境)	一宮 I. C (岐阜県境)
東名阪自動車道 (名二環含む)	名古屋南 J C T	弥富 I. C (三重県境)
国道 19 号	熱田区伝馬 1 (市場町交差点)	春日井市内津町 (岐阜県境)
国道 302 号	海部郡飛島村木場 (木場 2 交差点)	天白区平針 (平針 1 交差点)
主要地方道 春日井稲沢線 62	春日井市味美上ノ町 (味美上ノ町交差点)	稲沢市下津町 (下津交差点)

イ エリア交通規制(県境)

路線名	検問場所	抑制・制限方向
国道 19 号	春日井市西尾町西尾交差点	西進

2 車両の運転者がとるべき措置

(1) 災害の発生時

車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。

ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止する。

イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。

ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。

エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。

オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしない。

カ 駐車するときは、避難する人の通行や応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 車両を運転中以外である場合には、避難のために車両を使用しないこと。

(3) 交通規制の実施時

災対法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われたときは、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の

運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させる。

(ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所

(イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならないよう駐車する。

ウ 警察官又は道路管理者からの移動等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両の移動等を行うものとする。

3 相互協力

(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うようにする。

(2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第3節 災害警備

【警察署】

災害に伴う混乱や犯罪の発生を防止するため、関係機関と連携して社会秩序の維持に努める。

1 災害警備活動

災害時における警備活動は、県防災計画の定めるところにより、春日井警察署に現地警備本部が設置され、次の事項を重点に実施される。

(1) 大規模災害が発生したときの対策

ア 情報の収集及び伝達

イ 被害実態の把握

ウ 被災者の救出及び負傷者の救護

エ 危険箇所の警戒、市民に対する避難誘導等

オ 避難路及び緊急交通路の確保並びに交通混乱の防止及び交通秩序の確保

カ 保安、地域安全対策及び生活経済対策

キ 広報及び相談活動

ク 行方不明者の搜索、行方不明者相談窓口の設置

ケ 遺体の検視

(2) 激甚な大規模災害が発生したときの対策

ア 被害実態の全体像の早期把握

イ 応援部隊等の受入体制の確立

ウ 装備資器材の活用による被災者の救出及び負傷者の救護

エ 各種相談の受付実施

2 防犯・地域安全活動

各種犯罪の未然防止のため、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、防犯連絡所を拠点として、次の地域安全活動を促進する。

(1) 地域安全活動の強化

(2) 被災地、避難所等における警戒活動

(3) 経済事犯の取締り

3 市の対策

市は、春日井警察署の実施する警備活動及び地域安全活動が円滑かつ効果的に行われるよう緊密に連携を図り、必要な対策を講ずる。

4 市民等の役割

市民及び事業者は、自ら居住する区域において、警察署等と連携・協力し、犯罪等の予防・防止のため巡回パトロールを行う。

第 8 章 廃棄物対策

第 1 節 ごみ・し尿対策

【衛生部】

災害の発生により、一時的に多量に排出されるごみに的確に対処し、被災地区の良好な衛生環境の保持に努める。

1 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保するため、平成 31 年 3 月に春日井市災害廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を策定した。処理計画は、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理できるよう、仮置場の確保や運用方針、生活ごみや避難所ごみ、仮設トイレのし尿等の処理体制及び周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示したものである。

災害発生後、市地域防災計画及び処理計画に基づき、災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の推計発生量、処理体制、処理方法、処理フロー、処理スケジュール等及び関係団体との連携等について具体的に記載するものとする。

2 処理体制の確保

発生した廃棄物を円滑かつ迅速に処理するために、処理施設等の被害状況の把握を行うとともに、災害廃棄物の発生量を推計する。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等にあたる職員等の安全を最優先として情報収集にあたるものとする。

(1) 施設等の確保

ア クリーンセンター・衛生プラントの非常点検を行い、職員、施設及び設備等の被害状況を把握し、応急復旧を行う。

イ 清掃事業所の非常点検を行い、職員、施設、設備及び収集車両等の被害状況を把握し、応急復旧を行う。

ウ 関係各部と協議し、必要に応じて十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保する。

エ 委託業者及び許可業者の被害状況を把握するとともに、道路被害、公共下水道被害及び交通規制等の状況を確認する。

オ 被害状況等に応じて、避難部と連携して避難所等の仮設トイレ等必要数

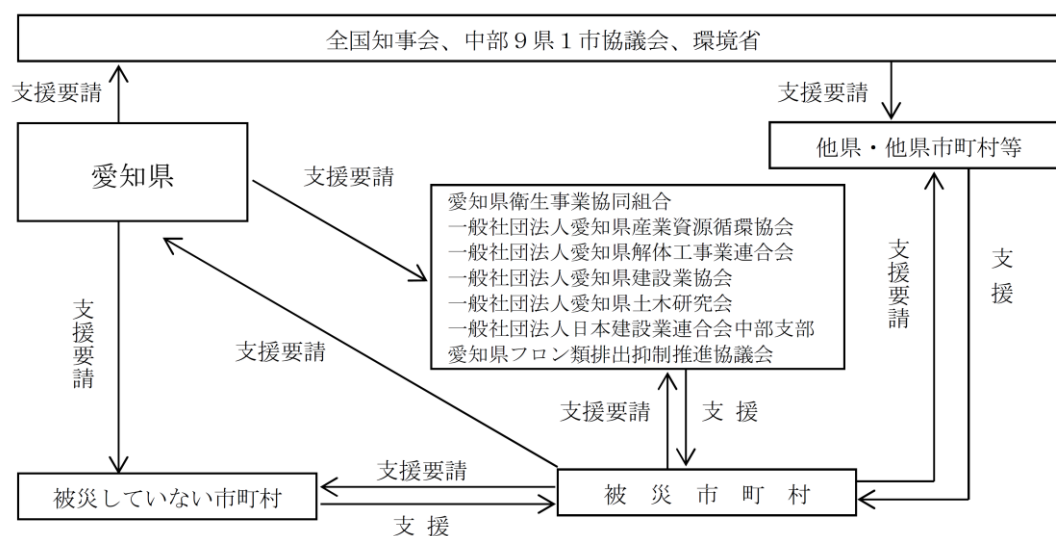
を把握し、備蓄品を確保する。

(2) 応援・協力要請

ア 災害廃棄物の発生量等の状況に応じ、委託業者及び許可業者へ臨時収集について協力を要請する。

イ 市の既存施設による処理が困難で応援等が必要な場合は、県及び協定に基づく広域応援を要請する。

被災時の支援体制



3 ごみの収集・処理方法

(1) 収集及び運搬

ア 市民、避難所及び事業所等へごみの分別、排出抑制等について協力要請するとともに、収集方法について周知を行う。

イ 収集に当たっての優先順位は、概ね次のとおりとする。

優先順位	ごみの種類	特徴
高 ↑ ↓ 低	感染性廃棄物	緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。注射針、血の付いたガーゼ等。回収方法や処理方法は関係機関と調整を行う。
	使用済み簡易トイレ（し尿）	簡易トイレのポリマーで固められたし尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密封して管理する。
	腐敗性廃棄物（生ごみ）	ハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。
	その他燃やせるごみ	袋に入れて分別保管し、処理を行う。
	資源物 燃やせないごみ	保管が可能であれば、できる限り家庭や避難所で保管する。

ウ 資源、粗大ごみは、一時収集等を休止又は収集頻度を低減させ、優先順位の高いものを優先的に収集する。

エ 収集に当たっては、情報管理部との連絡を密にし、道路被害、交通規制などの情報を把握して安全かつ効率的に行う。

オ 災害廃棄物は、災害の規模に応じて設置する一次仮置場に一時的に集積する。

(2) 仮置場の運用及び災害廃棄物処理の実施

ア 燃やせるごみ及び感染性廃棄物については、収集後、仮置場へ搬入せず直接クリーンセンターへ搬入する。

イ 災害の規模に応じて、二次仮置場を設置する。二次仮置場では、一次仮置場で選別・保管・処理ができない災害廃棄物を搬入し、選別・保管・再資源化を行う。

ウ 災害廃棄物は、可能な限り分別して仮置場に持ち込む。また、仮置場には、分別区分の看板を設置する。

エ 仮置場において、有害物・危険物等は、遮水シート等を敷設するなど適切に管理を行う。

オ 仮置場では、環境汚染や火災を未然に防止するとともに、近隣住民・作業員の安全と健康を守るため、必要に応じて消毒剤・消臭剤散布など適切な衛生管理を行う。

カ 災害廃棄物は、可能な限り選別を行い、再資源化処理を図る。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

キ 災害廃棄物は、仮置場での選別後、市の既存処理施設で処理を行うこととし、市で処理がしきれない場合は、愛知県内での広域処理を検討する。

4 し尿の収集・処理方法

(1) 被害状況に応じ、避難部と調整し、仮設トイレを避難所等に設置する。

(2) 収集は、避難所や被害の甚大な地域を優先する。被害軽微地区のし尿は、一時中止するなどの措置をとる。

(3) 収集したし尿については、衛生プラントの脱水設備で処理を行い、水処理能力を上回る脱水ろ液は、勝西浄化センターの被害状況を確認し、処理可能

であることを判断した後、送水する。なお、収集したし尿が脱水及び焼却能力を上回ると判断されるときは、下水道管路・各浄化センターの被害状況を確認し、し尿の投入が可能であることを判断した後、収集時に最寄りの汚水マンホール等から直接投入する。

様式・資料集 第2 資料 2 防災上必要な施設・設備等

清掃施設・設備

第2 資料 5 協定等の締結状況

災害時におけるユニットハウス等の提供に関する協定書

ごみ処理相互応援に関する協定

災害時におけるフロン類の回収に関する協定

災害時における廃棄物の処理等に関する協定

災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定

災害廃棄物等の処理に関する基本協定

第2節 がれき対策

【技術部】

地震により、住家又はその周辺に流入した土石類、大量に生じる倒壊家屋等のがれきに対し、適正な処理に努める。

被災状況を調査し、震災廃棄物の発生量を推定するとともに、震災廃棄物処理実施計画を策定して、迅速に処理を進める。なお、市町村による処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村及び県に応援要請を行い、県は必要な情報を収集・整理し、調整を行う。

1 流入した土石等の障害物の除去

技術部は、災害により住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活を営むのに支障をきたしているもののうち、次の条件に該当するものについて、障害物の除去を実施する。

(1) 対象者等

ア 自らの資力では当該障害物を除去することのできない者（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の資産を持たない失業者等）であること。

イ 障害となる物が居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分、敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること。

ウ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること（本宅に障害物が運び込まれても別宅が有る場合等は対象とならない。）。

エ 半壊又は床上浸水したものであること（全壊、流失及び床下浸水の住家は対象とならない。）。

オ 当該災害により直接被害を受けたものであること。

(2) 除去の方法

ア 除去対象戸数及び所在を調査・把握するとともに、必要な資機材及び体制を確保する。

イ 除去に当たっては、被害の規模等状況に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、春日井建設協会に協力を要請して行う。

ウ 優先度の高い箇所から実施する。

エ 市の処理能力を上回ると判断されるときは、県及び協定に基づく広域応援要請を行う。

様式・資料集 第1 様式 障害物除去状況記録簿（第25号様式）

第2 資料 5 協定等の締結状況

災害時における応急対策業務に関する協定

災害時における災害支援レンタル機材の供給に関する協定

2 倒壊家屋の除去

市は、被災者の経済的負担の軽減を図るため、国に対し特別の措置を要請する。

3 がれきの処理

(1) 臨時集積地

ア 倒壊家屋、焼失家屋の焼け残り等のがれきは、臨時集積地を選定して、一時的に集積する。

イ 臨時集積地の選定に当たっては、搬入、集積、選別等の処理の円滑及び周辺環境等に配慮する。

(2) 搬入及び管理

ア 搬入に当たっては、不燃物、可燃物及び有害物に分別して、直接搬入する。

イ 臨時集積地への搬入及び搬出管理を適正に行うため、要員を配置するとともに、市の地域以外のがれきを制限するため、搬入券を交付する。

ウ 周辺の環境等に十分配慮して、消毒等を行う。

エ 市民及び事業所へがれきの分別、排出抑制等について協力要請する。

(3) 処理

ア 処理に当たっては、必要に応じて分別、中間処理を行い、減量化に努める。

イ クリーンセンター及び最終処分場の処理能力を勘案し、排出及び処理を行う。

ウ 市の保有する処理能力を上回るときは、県及び他の地方自治体に応援を要請する。

エ アスベスト等有害ごみについては、専門業者により処理を行う。

(4) 分別・リサイクルの徹底

解体現場から分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、分別・リサイクルに努める。

第 9 章 教育対策

第 1 節 学校教育の早期再開

【避難部、小・中学校】

災害時の児童生徒の安全確保に努めるとともに、教育環境の復旧及び回復を促進し、学校教育の早期再開に努める。

1 児童生徒の安全対策

- (1) あらかじめ定めた計画に従い、避難等の事態に即応した適切な安全対策を講ずる。
- (2) 児童生徒の安否、被災状況等を速やかに把握し、教育委員会に報告する。

2 避難所開設への協力

指定一般避難所となっている小学校にあつては、市と緊密な連携をとり、避難所の開設に協力する。

3 学校施設の復旧等

(1) 学校施設の被害状況の把握

ア 学校長は、施設及び敷地に被害を受けたときは、その被害状況を教育委員会に報告する。

イ 避難部は、学校施設の被害状況の把握に努めるとともに、速やかに教育活動が実施できるよう必要な措置をとる。

ウ 被害状況の収集に関しては、気象条件等を踏まえ、巡視等にあたる職員等の安全を最優先として情報収集にあたるものとする。

(2) 応急復旧対策

ア 校舎等の被害が軽易なときは、速やかに応急修理を行う。

イ 被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能なときは、その校舎の安全を確保する。

ウ 被害が甚大で全面的に使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、復旧が完了するまで管理する。

(3) 教室の確保

ア 被災施設の応急復旧に努め、学校教育の再開に向け教室の確保を図る。

イ 近隣の学校と協議及び調整を行い、教室を融通しあう。

- ウ 学校以外の公共施設及び協力の得られる民間施設を教室として利用する。
- エ 校舎等が避難所施設となるときは、ア、イ及びウによるほか応急に仮校舎を設置する。

4 応急教育の実施等

(1) 応急教育の実施

通常の授業が実施できない場合は、学校施設の確保状況等を勘案し、臨時休校のほか二部授業、分散授業等の応急教育を実施する。

(2) 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく通常の授業が実施できない場合は、次の方法により教職員の確保を図る。

ア 各学校で、教職員の出勤状況に応じて一時的な体制を確保する。

イ 市内学校間で、教職員の応援体制を確保する。

ウ 県教育委員会又は近隣市町の教育委員会へ、教職員の確保等について応援を要請する。

エ 県教育委員会と協議し、必要な教職員を臨時に採用する。

(3) 応急教育についての広報

応急教育の開始に当たっては、開始時期、方法等について保護者等への周知を図る。

5 学校給食

(1) 学校の再開に併せて速やかに学校給食が実施できるよう、各調理場（前並・稲口・東部第1・東部第2）の復旧に努める。

なお、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

(2) 学校給食は、各調理場（前並・稲口・東部第1・東部第2）の施設で被災者の炊出しを実施する場合、感染症等の危険の発生が予測される場合その他給食の実施が適当でないと認められる場合は、一時中断する。

6 児童生徒の健康保持等

被災した児童生徒に対しては、必要に応じて保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケアに努める。

7 教科書・学用品等の給与

- (1) 避難部は、被災により教科書・学用品等を、喪失又はき損し、就学上支障をきたした市立学校の児童・生徒に対して教科書・学用品等を給与する。

なお、給与することが困難な場合は、県又は近隣市町へ応援を要請する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

様式・資料集 第1 様式 学用品交付簿（第26号様式）

- (2) 県は、県立学校、私立学校等の児童・生徒に対して自ら教科書・学用品等の給与を実施、又は市からの応援要求事項を実施することが困難な場合、教科書については文部科学省へ、その他の学用品等については中部経済産業局へ調達につき応援を求める。

第2節 社会教育及び文化財 【避難部、各施設】

1 社会教育関係施設

社会教育関係施設の応急措置については、早期再開に必要な対策を講ずるものとする。

2 文化事業等の早期再開

被災者に対しては、物質的支援だけでなく、精神的な支援を行うため、芸術、文化事業をはじめスポーツ事業についても可能な限り早期再開に努める。

3 文化財対策

文化財が被害を受けたときは、教育委員会は被害調査を実施し、文化庁及び県教育委員会の指導の下に所有者と協議し復旧対策を講ずる。

市の地域に一定規模以上の災害が発生し、その災害が救助法に該当し、又は該当する見込みがあるときで、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合は、市長は、直ちにその旨を知事に報告するとともに、救助法の適用を要請し、応急的、一時的な救助を行う。

1 適用基準

(1) 救助法の適用は、災害による市の被害が次のいずれかに該当する場合において、市単位で知事が指定して行う。

ア 市内で、全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯が 150 世帯以上に達したとき。

イ 被害世帯がアの基準に達しないが、県の被害世帯数が 2,500 世帯以上で、市内の被害世帯が 75 世帯以上に達したとき。

ウ 被害世帯数がア又はイに達しないが、県の被害世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合であって、市内の被害状況が、特に援助を必要とする状態にあるとき。

エ 市内の被害がア、イ及びウに該当しないが、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合で、多数の者が避難して継続的に救助を必要とするとき。

(2) 適用の基準となる被害世帯の換算等計算は、次の方法による。

ア 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、すなわち、全壊、全焼、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、2 世帯をもって、床上浸水又は土砂堆積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は、3 世帯をもってそれぞれ住家の滅失した 1 世帯とみなす。

イ 被害世帯数は、家屋の棟数又は戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。

ウ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を配慮して実情に即した決定をする。

- (3) 災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

2 救助の種類

救助法が適用された場合の救助は、知事が実施するものであるが、救助法第16条の規定に基づき、協力機関として知事の委託を受けて日本赤十字社愛知県支部が実施するほか、救助法第13条の規定に基づき、市長が知事の委任を受けて実施する。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法支援配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、委任は災害救助法が適用された都度、県からの通知を受けることにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市（県が委任）	
応急仮設住宅の設置	県（建築局）	
食品の給与	市（県が委任）	
飲料水の供給	市（県が委任）	
被服、寝具の給与	市（県が委任）	
医療、助産	市（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出	市（県が委任）	
住宅の応急修理	市（県が委任）	県（建築局）
住家の被害の拡大を 阻止するための緊急 の修理		
日常生活に必要な最 小限度の部分の修理		
学用品の給与		

市立学校児童生徒分	市（県が委任）
県立学校、私立学校等 児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）
埋葬	市（県が委任）
死体の捜索及び処理	市（県が委任）
住居又はその周辺の土石 等の障害物の除去	市（県が委任）

また、市は知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

3 救助の程度、方法等

救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則の規定による。

また、災害が発生するおそれがある場合に、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対して行う救助の種類は、避難所の供与及び要配慮者の輸送とする。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市（県が委任）	
要配慮者の輸送	市（県が委任）	

様式・資料集 第2 資料 6 県関係要領等

災害救助法施行細則